

資料編

1. 制度モデル（案）	143
2. 都道府県体育・スポーツ協会委託事業 報告書	
(1) 新潟県スポーツ協会	187
(2) 兵庫県体育協会	225
3. 認証に関わる試行・検証	265
4. 「総合型地域スポーツクラブにおける登録・認証制度の整備について」 （平成 31 年 2 月 12 日スポーツ庁）	313
5. 制度がもたらす効果の検証（有識者等へのヒアリング）	317

1. 制度モデル（案）

■総合型地域スポーツクラブ全国協議会が定める諸規程

- ・総合型クラブ全国協議会 基本規程（案）
- ・都道府県総合型クラブ連絡協議会規程（案）
- ・総合型クラブ全国協議会 登録規程（案）
- ・総合型クラブ全国協議会 登録基準細則（案）
- ・総合型クラブ全国協議会 登録審査細則（案）
- ・総合型クラブ全国協議会 登録認定細則（案）
- ・総合型クラブ全国協議会 登録更新審査細則（案）
- ・総合型クラブ全国協議会 タイプ別認証規程（案）

■各都道府県総合型クラブ連絡協議会が定める諸規程

- ・〇〇県総合型クラブ連絡協議会 基本規程（ひな形案）
- ・〇〇県総合型クラブ連絡協議会 登録規程（ひな形案）
- ・〇〇県総合型クラブ連絡協議会 登録基準細則（ひな形案）
- ・〇〇県総合型クラブ連絡協議会 登録審査細則（ひな形案）
- ・〇〇県総合型クラブ連絡協議会 登録認定細則（ひな形案）
- ・〇〇県総合型クラブ連絡協議会 登録更新審査細則（ひな形案）

■各種様式

- ・申請書類① 総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準確認用紙
- ・申請書類② 総合型地域スポーツクラブ全国協議会申請用紙《基礎情報書類》
- ・申請書類④ 総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録申請用紙《役員名簿》
- ・申請書類⑦ 自己点検・評価 実施マニュアル
- ・審査様式① 総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録審査報告様式（個票）
- ・公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録規程及び
●●法人●●県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
登録規程に基づく事務局マニュアル（案）

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会 基本規程（案）

第1章 総則

第1条（総則）

本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第●条の規定に基づいて設置された総合型地域スポーツクラブ全国協議会（SC全国ネットワーク）（以下「全国協議会」という。）に関する基本原則を定める。

第2条（基本理念及び目的）

全国協議会は、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が参集し、基本理念を体現する取組を行うことを通じて「スポーツ宣言日本」が表明するスポーツが果たすべき使命の達成に貢献することにより、総合型クラブが公益性の高く持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着することを目的とする。

第3条（組織構成）

全国協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する全国の総合型クラブを代表する組織体とする。

2. 全国協議会は、本会定款第6条第2号に定める加盟都道府県体育協会等^{*}が設置した都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）をもって構成する。
3. 都道府県協議会に関しては、別に定める。

第2章 事業

第4条（事業）

全国協議会は、第2条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）総合型クラブの情報交換と交流
- （2）総合型クラブの活動支援
- （3）総合型クラブの財源確保に対する支援
- （4）総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動
- （5）総合型クラブ育成に関する調査研究
- （6）総合型クラブの顕彰に関する研究
- （7）都道府県協議会並びに本会加盟団体等との連携
- （8）そのほか目的達成に必要な事業

第3章 登録

第5条（登録）

全国協議会への加入は、登録をもって行う。

2. 登録に関しては、別に定める。

第6条（タイプ別の認証）

全国協議会は、前条に基づき登録したクラブ（以下「登録クラブ」という。）に対し、当該クラブにおける活動内容の特徴等により、タイプ別の認証を行うことができる。

2. タイプ別の認証に関しては、別に定める。

第4章 役員

第7条（種類及び定数）

全国協議会に、次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 3名以内
- (3) 常任幹事 12名以上18名以内
- (4) 代表委員 47名以内

第8条（代表委員の選出）

代表委員は、都道府県協議会が、その幹事長又は副幹事長の中から1名を選出する。

第9条（幹事長の委嘱及び職務）

幹事長は、総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。

2. 幹事長は、全国協議会を代表し、業務を統括する。

第10条（副幹事長の委嘱及び職務）

副幹事長は、総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。

2. 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行し、又はその職務を行う。

第11条（常任幹事の委嘱）

常任幹事は、総会において、代表委員の中から、本会加盟団体規程に定める地域区分ごとに1名を選出し、幹事長が委嘱する。

2. 前項のほか、幹事長は総会に諮って本会理事及び学識経験者から、9名以内の常任幹事を委嘱することができる。

第12条（任期）

役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。

3. 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第 13 条（定年制）

幹事長及び副幹事長は、選任時において、その年齢が 70 歳未満でなければならない。

第 14 条（解任）

常任幹事及び代表委員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

- （１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- （２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

第 5 章 総会

第 15 条（構成）

総会は、第 7 条に定める役員をもって構成する。

第 16 条（権限）

総会は、次の事項について決議する。

- （１）幹事長及び副幹事長の推挙
- （２）常任幹事の選出及び解任
- （３）代表委員の解任
- （４）事業計画、予算、事業報告、決算その他全国協議会の活動に関する重要事項で幹事長の付議した事項

第 17 条（開催）

総会は、毎年 1 回開催する。

第 18 条（招集）

総会は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。

2. 前項のほか常任幹事会が必要と認めたとき、又は代表委員の 3 分の 1 以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、幹事長は 2 週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。

第 19 条（出席）

総会は、構成員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。

2. 構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は当該構成員が所属する都道府県協議会の役員に委任することができる。この場合、当該構成員は総会に出席したものとみなす。

第 20 条（決議）

総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。

2. 前項の規定にかかわらず、常任幹事及び代表委員の解任を決議する際には、決議について特別の利

- 害関係を有する構成員を除く構成員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
3. 総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録の同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。

第6章 常任幹事会

第21条（構成）

常任幹事会は、第7条に定める幹事長、副幹事長及び常任幹事をもって構成する。

第22条（権限）

常任幹事会は、次の事項について決議する。

- （1）全国協議会の業務執行の決定
- （2）常任幹事の職務執行の監督

第23条（開催）

常任幹事会は、年に4回開催する。

第24条（招集）

常任幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

第25条（出席）

常任幹事会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。

2. 構成員が常任幹事会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、当該構成員は常任幹事会に出席したものとみなす。

第26条（決議）

常任幹事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。

第7章 専門部会

第27条（設置）

全国協議会は、常任幹事会の決議を経て専門部会を設けることができる。

2. 専門部会は、第4条の事業に関して調査研究を行い常任幹事会に意見を具申する。

第28条（構成）

専門部会は、それぞれ部会長及び若干名の部会員をもって構成する。

2. 専門部会の部会長及び部会員は、全国協議会役員、都道府県協議会役員又は全国協議会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、常任幹事会の承認を経て幹事長が委嘱する。

第 29 条（任期）

専門部会の部会長及び部会員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による部会員の任期はほかの部会員の残任任期とする。

第 30 条（招集）

専門部会は、それぞれの部会長が招集し、その議長となる。

第 31 条（細則）

本規程によるもののほか、各専門部会について必要な事項は、常任幹事会が別に定める。

第 8 章 事務局

第 32 条（事務局）

全国協議会の事務は、本会事務局において処理する。

第 33 条（事務局に関する規程）

本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、本会の定めるところによる。

第 9 章 改定

第 34 条（改定）

本規程は、常任幹事会及び総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附則 1 本規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

※本会定款第 6 条第 2 号に定める加盟都道府県体育協会等とは、都道府県体育協会又は都道府県スポーツ協会を指す。

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会
都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会規程（案）

第1条（総則）

本規程は、基本規程第3条第3項に基づき、都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）に関して、必要な事項を定める。

第2条（定義）

都道府県協議会は、各都道府県における総合型クラブ間の情報共有や交流等を行い、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）の趣旨に賛同する団体とする。

第3条（組織）

都道府県協議会は、次の機関及び組織を保有しなければならない。

- （1）議決機関
 - （2）執行機関
 - （3）各種部会（全国協議会の各専門部会に準じた組織及び機能を有すること。）
2. 都道府県協議会の名称には、「都」、「道」、「府」又は「県」を明示しなければならない。
 3. 都道府県協議会は、各都道府県における市区町村総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「市区町村協議会」という。）を統括するものとする。
 4. 市区町村協議会に関する規定等は、都道府県協議会が別に定めるものとする、

第4条（届出）

都道府県協議会は、毎年、事業年度開始の1か月前から1か月後の間に、その事業年度に関する次の書類を全国協議会に届出なければならない。

- （1）協議会基本規程
 - （2）事業計画書
 - （3）収支予算書
 - （4）役員の名簿及び業務分担表
 - （5）（2）（3）を議決した執行機関及び議決機関の議事録
2. 都道府県協議会は、毎年、事業年度終了後3か月以内に、その事業年度に関する次の書類を全国協議会に届出なければならない。
 - （1）事業報告書
 - （2）財務諸表及び収支計算書
 - （3）執行機関及び議決機関の議事録

第5条（改定）

本規程は、全国協議会常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、公益財団法人日本スポーツ協会理事会の承認を受けて変更することができる。

附則 本規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会 登録規程（案）

第1条（総則）

本規程は、基本規程第5条第2項に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）の登録に関することについて定める。

第2条（目的）

登録は、基本規程第2条にのっとり、全国協議会に加入することを目的として行うものとする。

第3条（登録申請）

登録は、全国協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）を通じ、全国協議会へ各クラブ単位で申請する。

第4条（登録審査）

都道府県体育・スポーツ協会は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。登録審査については、別に定める。

第5条（認定）

全国協議会及び都道府県協議会は、前条に定める登録審査を経たクラブに対し、登録クラブとして認定を行う。認定については、別に定める。

第6条（有効期間）

登録の有効期間は、登録の決定を受けた日から、その年度末までとする。

第7条（登録更新審査）

登録は、年度ごとにこれを更新する。登録更新審査については別に定める。

第8条（都道府県協議会登録規程）

都道府県協議会は、本規程に基づく当該都道府県協議会の登録規程（以下「都道府県協議会登録規程」という。）を策定するものとする。

2. 前項に定める都道府県協議会登録規程の策定は、次の各号に掲げる手続を経なければならない。

- （1）都道府県協議会登録規程案を全国協議会に提出し、全国協議会常任幹事会の議決による承認を得る。
- （2）都道府県協議会登録規程を改定する場合は、改定施行前年度の●月までに改定案を全国協議会に提出し、全国協議会常任幹事会の議決による承認を得る。

第9条（権利）

登録クラブは、次の権利を有する。

- (1) 所在地の都道府県協議会の組織単位としてその施策に関与すること。
- (2) 全国協議会、及び都道府県協議会が主催する事業に参加すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。
- (3) 全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。

第10条（登録料）

<調整中>

- 全国協議会が徴収する登録料の有無については、今後検討。
- 都道府県協議会は都道府県協議会登録規程において登録料の徴収について定めることができるものとする。（当該登録料とは、既に当該都道府県協議会が徴収している加入料等を指す。）

第11条（処分）

全国協議会は、登録の認定を受けたクラブの役員が、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）倫理規程第4条に違反する行為を行った疑いがあるとき、別に定める処分基準に基づき対応を行うものとする。

第12条（個人情報の扱い）

本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。

第13条（特記事項）

本規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、全国協議会常任幹事会の議決を経て、別に定めることができる。

第14条（改定）

本規程は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則1 本規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会
登録基準細則（案）

第1条（総則）

本細則は、登録規程第3条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）の登録基準に関することについて定める。

第2条（基本基準）

登録可能と判断する基本的な基準は以下の通りとする。

分類	個別基準
（1）活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）を実施している。
	②多世代（複数世代）を対象としている。
	③適切なスポーツ指導者を配置している。
（2）運営形態に関する基準	④地域住民が主体的に運営している。
（3）ガバナンスに関する基準	⑤規約・会則・定款等（以下「規約等」という。）が意思決定機関※の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。
	⑥事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関※で議決されている。

※意思決定機関とは、総会、理事会、運営委員会等を指す。

2. 実地審査においては、原則として申請クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネージャー等）が立会うこととする。

第3条（基本基準の適用範囲）

都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）は、基本基準の適用範囲（運用ルール）を、次に示す必ず満たすべき運用ルールのほかに、当該都道府県の実情に応じて定めることができる。

なお、都道府県協議会が定める基本基準の運用ルールは、当該都道府県協議会が別に定める当該都道府県協議会登録規程に明記するものとする。

＜必ず満たすべき運用ルール＞

基本基準		必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	
（1）活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。	・ 定期的※ ¹ なスポーツ活動を2種目以上実施している。
	②多世代（複数世代）を対象としている。	・ 青少年期、壮年期、高齢期※ ² の3世代又はいずれか2世代の会員※ ³ がいる。

	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・定期的なスポーツ活動のうち、少なくとも半数の活動においては、公認資格※4を有するスポーツ指導者が配置されている。
(2) 運営形態に関する基準	④地域住民が主体的に運営している。	・意思決定機関の議決権を有する者の過半数がクラブの所在する市町村※5の住民である。 ・非営利組織である。 ※6
(3) ガバナンスに関する基準	⑤規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等※7の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
	⑥事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。

※1：定期的とは、年間で24回以上実施することを示す。

※2：青少年期とは、「未就学児(0歳～)～高校生(～18歳)」、壮年期とは「19歳～59歳」、高齢期とは「60歳～」を示す。

※3：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す(月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない)。ただし、この基準を満たすクラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として現時点では申請クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。

※4：公認資格とは、公認資格制度が整備されている競技・種目資格を示す。

※5：特別区は市町村に準ずる。

※6：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

※7：規約・会則・定款等を指す。

第4条(都道府県協議会独自基準)

都道府県協議会は、必要に応じて第2条に定める基本基準に加え、その他の個別基準(都道府県協議会独自基準)を設けることができる。

なお、都道府県協議会独自基準は、当該都道府県協議会が別に定める当該都道府県協議会登録規程に明記するものとする。

第5条(改定)

本細則は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則1 本規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会
登録審査細則（案）

第1条（総則）

本細則は、登録規程第4条に基づき、都道府県体育・スポーツ協会（以下「都道府県体協」という。）が実施する登録審査に関することについて定める。

第2条（登録審査委員会）

都道府県体協は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）」を設置する。

第3条（登録審査委員会の構成）

登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

2. 委員長及び委員は、次に示す者の中からそれぞれ1名以上を都道府県体協の会長が委嘱する。

- ①都道府県体協担当者
- ②都道府県行政担当者
- ③都道府県協議会担当者
- ④市町村行政担当者（※一部の市町村）
- ⑤学識経験者（大学教員、弁護士、中小企業診断士など）

第4条（委員の任期）

登録審査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2. 委員に欠員を生じた場合は、欠員を補充する。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期はほかの役員の残任期間とする。
- 3. 委員は任期が満了しても、後任者が就任するまでその職務を行う。

第5条（登録審査委員会の招集）

登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

- 2. 登録審査委員会の議事は、委員の合意により決定する。

第6条（審査方法）

登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。

- 2. 書類審査は、クラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。ただし、以下の書類に加え、都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）が別に定める当該都道府県協議会規程に規定する書類の提出をクラブに求めることがある。

申請書類①. 登録基準確認用紙

申請書類②. 基礎情報書類（クラブ概要等）

申請書類③. 規約・会則・定款等

申請書類④. 役員名簿

申請書類⑤. 当該年度事業計画・予算

申請書類⑥. 前年度事業報告・決算

申請書類⑦. 評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

申請書類⑧. 上記③⑤⑥を議決した際の議事録

申請書類⑨. その他都道府県協議会が定める提出物

3. 実地審査は、前項によりクラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員2名以上が実施する。

第7条（審査結果の報告）

登録審査委員会は、前条による審査結果を審査実施当該年度の（8）月までに別に定める様式により都道府県体協及び都道府県協議会へ提出するものとする。

第8条（改定）

本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則1 本規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会
登録認定細則（案）

第1条（総則）

本細則は、登録規程第5条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）及び都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）が実施する登録認定に関することについて定める。

第2条（登録認定リストの作成）

都道府県協議会は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた審査結果を基に、都道府県総合型クラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成する。登録認定リストの様式については、別に定める。

第3条（登録認定リストの提出）

都道府県協議会は、前条で作成した登録認定リストを（10）月までに、全国協議会に提出する。

第4条（登録認定リストの登録）

全国協議会は、登録認定リストを登録管理システムに登録する。

2. 全国協議会は、前項の手続が完了した旨を（11）月までに都道府県協議会に通知する。

第5条（認定証の発行）

都道府県協議会は前条の通知を受理した後、登録認定リストに記載のクラブに対して認定証を発行する。

2. 諸事情により認定証を発行しなかったクラブが生じた場合には、都道府県協議会は速やかに全国協議会に報告するものとする。

認定証発行と加入料のタイミングは要検討

第6条（改定）

本細則は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則1 本規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会
登録更新審査細則（案）

第1条（総則）

本細則は、登録規程第7条に基づき、登録更新審査に関することについて定める。

第2条（登録更新審査委員会）

登録更新審査は、登録審査細則に定める登録審査委員会において行う。

第3条（登録更新審査方法）

登録更新審査は、書類審査及び当該クラブを訪問して行う実地審査とする。

2. 登録更新審査は、年度ごとに行う。ただし、都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）が別に定める都道府県協議会登録規程に規定する場合は、それに準ずることができる。
3. 書類審査はクラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。ただし、以下の書類に加え、都道府県協議会が別に定める当該都道府県協議会規程に規定する書類の提出をクラブに求めることがある。

申請書類①. 登録基準確認用紙

申請書類②. 基礎情報書類（クラブ概要等）

申請書類③. 規約・会則・定款等

申請書類④. 役員名簿

申請書類⑤. クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算

申請書類⑥. クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算

申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

申請書類⑧. 上記③⑤⑥を議決した際の議事録

申請書類⑨. その他都道府県協議会が定める提出物

4. 実地審査は、前項によりクラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために行う。ただし、都道府県協議会が別に定める都道府県協議会登録規程に規定する場合は、それに準ずることができる。

第4条（登録更新審査結果の報告）

登録更新審査委員会は、●月までに都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県協議会に審査結果を提出するものとする。

第5条（改定）

本細則は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則1 本規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会 タイプ別認証規程（案）

第1条（総則）

本規程は、基本規程第6条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）のタイプ別の認証（以下「タイプ別認証」という。）に関する
ことについて定める。

第2条（目的）

タイプ別認証は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の特徴を可視化することにより、総合型クラブが公的機関を始め様々な地域組織との連携を促進することを目的として行うものとする。

第3条（種類）

タイプ別認証の種類は、全国協議会常任幹事会の議決により設定することができる。

2. タイプ別認証は、別に定めるタイプ別認証要項策定手順細則に基づく当該タイプ認証要項により規定する。

第4条（タイプ別認証検討部会の設置）

新たなタイプ別認証要項を設定する場合は、全国協議会常任幹事会がタイプ別認証検討部会（仮称）を設置し、当該部会において、タイプ別認証要項策定手順細則に基づき、タイプ別認証要項の原案を作成する。

第5条（タイプ別認証検討部会の構成）

タイプ別認証検討部会（仮称）は、以下の委員をもって構成する。

- （1）全国協議会常任幹事のうち全国協議会常任幹事会が指名した者
- （2）当該タイプに対する知見を有する者
- （3）弁護士（（1）の者と重複する場合は、兼ねることができる）
- （4）学識経験者
- （5）その他全国協議会常任幹事会が必要と認めた者

第6条（特記事項）

本規程に定めるほか、タイプ別認証に関して必要な事項は、全国協議会常任幹事会の議を経て、別に定める。

第7条（改定）

本規程は、全国協議会常任幹事会の承認を得て変更することができる。

附則1 本規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

公益●●法人●●県（体育・スポーツ）協会●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 基本規程
（ひな形案）

第1章 総則

第1条（総則）

本規程は、公益●●法人●●（県）（体育・スポーツ）協会（以下「本会」という。）定款第●条の規定に基づいて設置された●●（県）総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（SC全国ネットワーク）（以下「（県）協議会」という。）に関する基本原則を定める。

2. 県協議会は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会規程に定める団体として、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）を構成するものとする。

第2条（基本理念及び目的）

《参考例》

県協議会は、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が参集し、基本理念を体現する取組を行うことを通じて「スポーツ宣言日本」が表明するスポーツが果たすべき使命の達成に貢献することにより、総合型クラブが公益性の高く持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着することを目的とする。

第3条（組織構成）

県協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する県内の総合型クラブを代表する組織体とする。

《参考例》

2. 県協議会は、本会定款第●条第●号に定める加盟市区町村体育協会等が設置した市区町村総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「市区町村協議会」という。）をもって構成する。

第2章 事業

第4条（事業）

県協議会は、第2条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）総合型クラブの情報交換と交流
- （2）総合型クラブの活動支援
- （3）総合型クラブの財源確保に対する支援
- （4）総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動
- （5）総合型クラブ育成に関する調査研究
- （6）総合型クラブの顕彰に関する研究
- （7）市区町村協議会並びに本会加盟団体等との連携
- （8）そのほか目的達成に必要な事業

第3章 登録

第5条（登録）

県協議会への加入は、登録をもって行う。

2. 登録に関しては、別に定める。

第4章 役員

第6条（種類及び定数）

県協議会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|----------|
| (1) 幹事長 | 1 名 |
| (2) 副幹事長 | 3 名以内 |
| (3) 常任幹事 | ●名以上●名以内 |
| (4) 委 員 | ●名以内 |

第7条（委員の選出）

委員は、第5条に基づき登録したクラブ（以下「登録クラブ」という。）の役員から選出する。

第8条（幹事長の委嘱及び職務）

幹事長は、総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。

2. 幹事長は、県協議会を代表し、業務を統括する。

第9条（副幹事長の委嘱及び職務）

副幹事長は、総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。

2. 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行し、又はその職務を行う。

第10条（常任幹事の委嘱）

常任幹事は、総会において、委員の中から、本会加盟団体規程に定める地域区分ごとに1名を選出し、幹事長が委嘱する。

2. 前項のほか、幹事長は総会に諮って本会理事及び学識経験者から、●名以内の常任幹事を委嘱することができる。

第11条（任期）

役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。
3. 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第 12 条（定年制）

《参考例》

幹事長及び副幹事長は、選任時において、その年齢が 70 歳未満でなければならない。

第 13 条（解任）

常任幹事及び委員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

- （１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- （２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

第 14 条（構成）

総会は、第 6 条に定める役員をもって構成する。

第 15 条（権限）

総会は、次の事項について決議する。

- （１）幹事長及び副幹事長の推挙
- （２）常任幹事の選出及び解任
- （３）委員の解任
- （４）事業計画、予算、事業報告、決算、その他県協議会の活動に関する重要事項で幹事長の付議した事項

第 16 条（開催）

総会は、毎年 1 回開催する。

第 17 条（招集）

総会は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。

2. 前項のほか常任幹事会が必要と認めたとき、又は委員の 3 分の 1 以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、幹事長は 2 週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。

第 18 条（出席）

総会は、構成員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。

2. 構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は当該構成員が所属する登録クラブの役員に委任することができる。この場合、当該構成員は総会に出席したものとみなす。

第 19 条（決議）

総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。

2. 前項の規定にかかわらず、常任幹事及び委員の解任を決議する際には、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

3. 総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録の同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。

第5章 常任幹事会

第20条（構成）

常任幹事会は、第6条に定める幹事長、副幹事長及び常任幹事をもって構成する。

第21条（権限）

常任幹事会は、次の事項について決議する。

- （1）県協議会の業務執行の決定
- （2）常任幹事の職務執行の監督

第22条（開催）

常任幹事会は、年に●回開催する。

第23条（招集）

常任幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

第24条（出席）

常任幹事会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。

2. 構成員が常任幹事会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、当該構成員は常任幹事会に出席したものとみなす。

第25条（決議）

常任幹事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。

第6章 専門部会

第26条（設置）

県協議会は、常任幹事会の決議を経て専門部会を設けることができる。

2. 専門部会は、第4条の事業に関して調査研究を行い常任幹事会に意見を具申する。

第27条（構成）

専門部会は、それぞれ部会長及び若干名の部会員をもって構成する。

2. 専門部会の部会長及び部会員は、県協議会役員、県協議会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、常任幹事会の承認を経て幹事長が委嘱する。

第 28 条（任期）

専門部会の部会長及び部会員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による部会員の任期はほかの部会員の残任任期とする。

第 29 条（招集）

専門部会は、それぞれの部会長が招集し、その議長となる。

第 30 条（細則）

本規程によるもののほか、各専門部会について必要な事項は、常任幹事会が別に定める。

第 7 章 事務局

第 31 条（事務局）

県協議会の事務は、本会事務局において処理する。

第 32 条（事務局に関する規程）

本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、本会の定めるところによる。

第 8 章 改定

第 33 条（改定）

本規程は、常任幹事会及び総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附則 1 本規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

公益●●法人●●県体育・スポーツ協会●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 登録規程
(ひな形案)

第1条（総則）

本規程は、基本規程第5条第2項に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録に関することについて定める。

第2条（目的）

登録は、基本規程第2条にのっとり、県協議会に加入することを目的として行うものとする。

第3条（登録申請）

登録は、県協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、県協議会を通じ、全国協議会へ各クラブ単位で申請する。

第4条（登録審査）

公益●●法人●●県体育・スポーツ協会（以下「本会」という。）は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。登録審査については、別に定める。

第5条（認定）

県協議会は、前条に定める登録審査を経たクラブに対し、登録クラブとして認定を行う。認定については、別に定める。

第6条（有効期間）

登録の有効期間は、登録の決定を受けた日から、その年度末までとする。

第7条（登録更新審査）

登録は、年度ごとにこれを更新する。登録更新審査については別に定める。

第8条（権利）

登録クラブは、次の権利を有する。

- （1）県協議会の組織単位としてその施策に関与すること。
- （2）全国協議会、及び県協議会が主催する事業に参加すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。
- （3）全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。

第9条（登録料）

<調整中>

- 全国協議会が徴収する登録料の有無については、今後検討。
- 県協議会は県協議会登録規程において登録料の徴収について定めることができるものとする。（当該登録料とは、既に当該県協議会が徴収している加入料等を指す。）

第 10 条（処分）

県協議会は、登録の認定を受けたクラブの役員が、本会倫理規程第●条に違反する行為を行った疑いがあるとき、別に定める処分基準に基づき対応を行うものとする。

第 11 条（個人情報の扱い）

本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。

第 12 条（改定）

《参考例》

- ・本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。
- ・本規程は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附則 1 本規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

公益●●法人●●県体育・スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
登録基準細則（ひな形案）

第1条（総則）

本細則は、登録規程第3条に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録基準に関することについて定める。

第2条（基本基準）

登録可能と判断する基本的な基準は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第2条に準ずるものとする。

第3条（基本基準の適用範囲）

《参考例》

- ・基本基準の適用範囲（運用ルール）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第3条に準ずるものとする。
- ・基本基準の適用範囲（運用ルール）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第3条に定めるものの他、県協議会として、以下に定める適用範囲（運用ルール）を加えるものとする。

＜必ず満たすべき運用ルール＞

基本基準		必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	県協議会が定める運用ルール
（1）活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。	・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。 ・ ・ ・
	②多世代（複数世代）を対象としている。	・青少年期、壮年期、高齢期※2の3世代又はいずれか2世代の会員※3がいる。 ・ ・ ・
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・定期的なスポーツ活動のうち、少なくとも半数の活動においては、公認資格※4を有するスポーツ指導者が配置されている。 ・ ・ ・

(2) 運営形態に関する基準	④地域住民が主体的に運営している。	・意思決定機関の議決権を有する者の過半数がクラブの所在する市町村※5の住民である。 ・非営利組織である。 ※6
(3) ガバナンスに関する基準	⑤規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等※7の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
	⑥事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録（出席者が明記されているもの）が提出されている。

※1：定期的とは、年間で24回以上実施することを示す。

※2：青少年期とは、「未就学児（0歳～）～高校生（～18歳）」、壮年期とは「19歳～59歳」、高齢期とは「60歳～」を示す。

※3：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す（月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない）。ただし、この基準を満たすクラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として現時点では申請クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。

※4：公認資格とは、公認資格制度が整備されている競技・種目資格を示す。

※5：特別区は市町村に準ずる。

※6：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

※7：規約・会則・定款等を指す。

第4条（県協議会独自基準）

《参考例》

登録可能と判断する県協議会独自基準は以下の通りとする。

第 5 条（改定）

《参考例》

- ・本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。
- ・本規程は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附則 1 本規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

公益●●法人●●県体育・スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
登録審査細則（ひな形案）

第1条（総則）

本細則は、登録規程第4条に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会（以下「本会」という。）が実施する登録審査に関することについて定める。

第2条（登録審査委員会）

本会は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）」を設置する。

第3条（登録審査委員会の構成）

登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

2. 委員長及び委員は、次に示す者の中からそれぞれ1名以上を本会会長が委嘱する。

- ①都道府県体協担当者
- ②都道府県行政担当者
- ③都道府県協議会担当者
- ④市町村行政担当者（※一部の市町村）
- ⑤学識経験者（大学教員、弁護士、中小企業診断士など）

第4条（委員の任期）

登録審査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2. 委員に欠員を生じた場合は、欠員を補充する。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期はほかの役員の残任期間とする。
- 3. 委員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第5条（登録審査委員会の招集）

登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

- 2. 登録審査委員会の議事は、委員の合意により決定する。

第6条（審査方法）

登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。

- 2. 書類審査は、クラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。

申請書類①. 登録基準確認用紙

申請書類②. 基礎情報書類（クラブ概要等）【様式1】

申請書類③. 規約・会則・定款等

申請書類④. 役員名簿【様式2】

申請書類⑤. クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算

申請書類⑥. クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算

申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

申請書類⑧. 上記③⑤⑥を議決した際の議事録

申請書類⑨. ※県協議会登録基準細則第3条で定めた県協議会が定める運用ルール及び第4条に定めた県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物

3. 実地審査は、前項によりクラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員2名以上が実施する。

第7条（審査結果の報告）

登録審査委員会は、前条による審査結果を審査実施当該年度の（8）月までに別に定める様式により本会及び●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）に審査結果を提出するものとする。

第8条（改定）

《参考例》

- ・本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。
- ・本規程は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附則1 本規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

公益●●法人●●県体育・スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
登録認定細則（ひな形案）

第1条（総則）

本細則は、登録規程第5条に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録認定に関することについて定める。

第2条（登録認定リストの作成）

県協議会は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた審査結果を基に、●●県総合型クラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成する。

第3条（登録認定リストの提出）

県協議会は、前条で作成した登録認定リストを（10）月までに、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）に提出する。

第4条（認定証の発行）

県協議会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受理した後、登録認定リストに記載のクラブに対して認定証を発行する。

2. 県協議会は、諸事情により認定証を発行しなかったクラブが生じた場合には、速やかに全国協議会に報告するものとする。

認定証発行と加入料のタイミングは要検討

第5条（改定）

《参考例》

- ・本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。
- ・本規程は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附則1 本規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

公益●●法人●●県体育・スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
登録更新審査細則（ひな形案）

第1条（総則）

本細則は、登録規程第7条に基づき、登録更新審査に関することについて定める。

第2条（登録更新審査委員会）

登録更新審査は、登録審査細則に定める登録審査委員会において行う。

第3条（登録更新審査方法）

登録更新審査は、書類審査及び当該クラブを訪問して行う実地審査とする。

《参考例》

2. 登録更新審査は、年度ごとに行う。

2. 登録更新審査は、年度ごとに行う。なお、実地審査は登録審査委員会が必要と認めたクラブのみ行う。

3. 書類審査はクラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。

申請書類①. 登録基準確認用紙

申請書類②. 基礎情報書類（クラブ概要等）

申請書類③. 規約・会則・定款等

申請書類④. 役員名簿

申請書類⑤. 当該年度事業計画・予算

申請書類⑥. 前年度事業報告・決算

申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

申請書類⑧. 上記③⑤⑥を議決した際の議事録

申請書類⑨. ※県協議会登録基準細則第3条で定めた県協議会が定める運用ルール及び第4条に定めた県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物

4. 実地審査は、前項によりクラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために行う。

第4条（登録更新審査結果の報告）

登録更新審査委員会は、●月までに●●県体育・スポーツ協会及び●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に審査結果を提出するものとする。

第5条（改定）

《参考例》

・本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

・本規程は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附則1 本規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準確認用紙

申請書類①

●●法人●●県体育・スポーツ協会
 ●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
 代表者 殿

●●クラブ
 会長 ●● ●●

■本クラブは、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則及び●●法人●●県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録基準細則に定める以下の基準を満たしているため申請いたします。

凡例：総合型地域スポーツクラブ全国協議会 → 全国協議会
 都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 → 都道府県協議会

都道府県協議会が定める運用ルール

全国協議会が定める基本基準		全国協議会及び都道府県協議会が定める必ず満たすべき運用ルール	左記を満たす
分類	個別基準		
(1) 活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。	・ 定期的※1 なスポーツ活動を 2 種目以上実施している。 ・	
	②多世代（複数世代）を対象としている。	・ 青少年期、壮年期、高齢期※2 の 3 世代又はいずれか 2 世代の会員※3 がいる。 ・	
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・ 定期的なスポーツ活動のうち、少なくとも半数の活動においては、公認資格※4 を有するスポーツ指導者が配置されている。 ・	
(2) 運営形態に関する基準	④地域住民が主体的に運営している。	・ 意思決定機関の議決権を有する者の過半数がクラブの所在する市町村※5 の住民である。 ・ 非営利組織である。 ※6 ・	
	⑤規約等※7 が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・ 規約等の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。 ・	
(3) ガバナンスに関する基準	⑥事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・ 事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録（出席者が明記されているもの）が提出されている。 ・	

※1：定期的とは、年間で 24 回以上実施することを示す。

※2：青少年期とは、「未就学児（0 歳～）～高校生（～18 歳）」、壮年期とは「19 歳～59 歳」、高齢期とは「60 歳～」を示す。

※3：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す（月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない）。ただし、この基準を満たすクラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として現時点では申請クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。

※4：公認資格とは、公認資格制度が整備されている競技・種目資格を示す。

※5：特別区は市町村に準ずる。

※6：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

※7：規約・会則・定款等を指す。

■添付申請書類

申請書類①. 登録基準確認用紙（本用紙）
申請書類②. 基礎情報書類（クラブ概要等）
申請書類③. 規約・会則・定款等
申請書類④. 役員名簿
申請書類⑤. 当該年度事業計画・予算
申請書類⑥. 前年度事業報告・決算
申請書類⑦. 評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果
申請書類⑧. 申請書類③⑤⑥を議決した際の議事録
申請書類⑨. 都道府県協議会登録基準細則第3条で定めた都道府県協議会が定める運用ルール及び第4条に定めた都道府県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物
※申請書類②⑦はデータも添付しています。

■連絡先情報

フリガナ		クラブでの役職	
担当者氏名			
TEL		E-mail	

あくまでも全国協議会の基本基準、運用ルールに基づく確認用紙としている。

フリガナ							設立年 ※西暦記入	
クラブ名								
事務局情報	住所	〒		－		設立年数 ※自動入力		
	TEL				FAX			
	E-mail						2018	年目
事務担当者				役職				

1 会員について

問1 年会費等を支払っている会員数とその内訳※

※本設問における会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示します（月会費や教室・イベントごとの参加費等のみ支払っている方は会員とみなしません）。

区分1	青少年期				壮年期				高齢期		合 計
区分2	未就学児	小学生	中学生	高校生 (～18歳)	～29歳	～39歳	～49歳	～59歳	～69歳	70歳～	
男性											
女性											
区分1合計											
区分2合計											

問2 総会員数と会員内訳※

※本設問における会員とは、問1で記入いただいた年会費等を支払っている会員を含む全ての会員（月会費や教室・イベントごとの参加費等を支払っている会員）を示します。

区分1	青少年期				壮年期				高齢期		合 計
区分2	未就学児	小学生	中学生	高校生 (～18歳)	～29歳	～39歳	～49歳	～59歳	～69歳	70歳～	
男性											
女性											
区分1合計											
区分2合計											

↑ 総会員数

2 会費について

問1 会費徴収の有無

問2 1人当たり平均額（月額）

※問1で「徴収している」と回答した場合のみ記入

円／月

【平均額算出の仕方（参考）】原則として下記のとおりとしますが、クラブの実情に応じて算出いただいて構いません。

○大人、子供などに分かれている場合は、その1人当たりの平均額としてください。

○保険料は含みません。

○ファミリー会費など割引設定の会費は除きます。

○年会費の場合は、月当たりの額に換算します。

（例）

①大人（1,000円/月）、高校生（500円/月）、小・中学生（300円/月）の場合 $(1,000円 + 500円 + 300円) \div 3(種類) = 600円$

②年会費3,000円・保険料1,500円の場合 *保険料は含まずに算出。 $3,000円 \div 12(ヶ月) = 250円$

③種目により額や徴収の対象期間が異なる。

（水泳=3,000円/6ヶ月、ヨガ1,000円/月）の場合*各種目の月平均額を算出 $3,000円 \div 6(ヶ月) = 500円$

次に、月平均額を算出する $(500円 + 1,000円) \div 2(種類) = 750円$

3 法人格取得について

問1 法人格取得の有無

問2 ※「取得している」場合の法人格の種類

*その他を選択した場合の法人名

※「取得していない」場合の法人格取得の意向や予定

*予定ありを選択した場合記入

取得予定年度

年

4 活動拠点施設について

問1 活動拠点

*その他を選択した場合記入

問2 活動拠点の正式名称(複数の場合は、3施設まで記入してください。)

5 クラブハウスについて

【留意事項】
※クラブハウスがクラブ関係者の自宅等にある場合は「クラブハウスがない」に含みます。

問1 クラブハウスの有無

問2 施設の種類(問1で「クラブハウスがある」と回答した場合のみ記入)

「10 その他」を選択した場合記入

6 活動内容について

問1 ○スポーツ・レクリエーション活動種目
定期活動種目※1におけるスポーツ・レクリエーション活動種目(身体活動を伴う種目)と文化活動種目のそれぞれの種目について(1)種目数(「46その他」にあげた種目を含む)を記入し、(2)種目名の定期活動欄に○を記入してください。
また、○を記入したスポーツ・レクリエーション活動種目において、当該種目に公認資格※2を有するスポーツ指導者が配置されている種目について(1)配置数(「46その他」にあげた種目を含む)を記入し、(2)配置されている種目名の指導者配置欄に○を記入してください。
※1:定期活動種目とは、年間で24回以上実施することを示します。
※2:公認資格とは、公認資格制度が整備されている競技・種目資格を示す。

(1) スポーツ・レクリエーション活動種目数種目配置数種目

(2) 種目名(該当種目に○、その他の欄には種目名を記入してください)

種目名	定期活動	指導者配置	種目名	定期活動	指導者配置	種目名	定期活動	指導者配置
1 ドッジボール			16 野球			31 ラグビーフットボール		
2 体操			17 ソフトボール			32 太極拳		
3 エアロビクス			18 サッカー			33 健康体操		
4 ウォーキング			19 フットサル			34 バウンドテニス		
5 ダンス			20 バレーボール			35 ベタンク		
6 ボウリング			21 ソフトバレーボール			36 ターゲット・バードゴルフ		
7 ゲートボール			22 バスケットボール			37 インディアカ		
8 グラウンドゴルフ			23 テニス			38 3B体操		
9 ランニング(ジョギング)			24 ソフトテニス			39 キンボール		
10 水泳			25 バドミントン			40 親子リトミック		
11 ヨガ			26 卓球			41 フィットネストレーニング		
12 陸上競技			27 スキー			42 フラダンス		
13 柔道			28 スノーボード			43 パークゴルフ		
14 剣道			29 スポーツ吹矢			44 ビーチバレー		
15 空手			30 カヌー			45 登山・クライミング		
46 その他()			46 その他()			46 その他()		

○文化活動種目
(1) 文化活動種目数種目
(2) 種目名(該当種目に○、その他の欄には種目名を記入してください)

種目名	定期活動	種目名	定期活動	種目名	定期活動
1 英会話		6 編み物		11 歌謡・カラオケ	
2 絵画		7 料理		12 よさこい	
3 書道(子供習字含む)		8 舞踊		13 茶道	
4 和太鼓		9 生け花		14 囲碁・将棋	
5 絵手紙		10 パソコン		15 詩吟	
16 その他()		16 その他()		16 その他()	

7 スポーツ指導者について

問1 クラブに所属しているスポーツ指導者(外部招へいを除く)について、手当※等の有無別人数等を記入してください。

※「手当」とは、給与、賃金、謝金等の指導業務に対する対価として支払われる金銭のこととします(交通費除く)。

【留意事項】

※月・週・1日当たりの手当の場合等は、1回あたりに換算してください。

(例)○時給1,200円の指導者・おおむね、1回につき2時間指導

→ $1,200円 \times 2時間 = 2,400円/1回$

○月給20万円の指導者・週休2日制(約月20日勤務)・おおむね、1日のうち2回指導

→ $(20万円 \div 20日) / 2回 = 5,000円/1回$

内訳

資格の有無	手 当 等		
	人数(内訳)		1人当たりの手当等の1回平均額
有資格指導者	手当有り	人	円/回
	手当無し	人	
資格を持たない指導者	手当有り	人	円/回
	手当無し	人	
合計(スポーツ指導者総数)		人	

問2 有資格者の認定機関別人数

日本スポーツ協会公認資格	日本障がい者スポーツ協会公認資格	その他
人	人	人

8 クラブの事務局体制について

問1 クラブマネジャー※の配置

※クラブマネジャーとは、経営能力を有する専門的な人材とする。

問2 クラブマネジャーの手当等(問1で「配置している」と回答した場合のみ記入)

【留意事項】

※月・週当たり・時給の手当の場合等は、1日あたりに換算すること。

(例)○月給20万円のクラブマネジャー・週休2日制・おおむね月、20日勤務

→ $20万/月 \div 20日 = 1万円/1日$

○時給1,200円のクラブマネジャー・おおむね1日、8時間勤務

→ $1,200円/時間 \times 8時間 = 9,600円/1日$

※各欄の人数と手当の有無別の人数(内訳)及び合計との整合性を取る。

内訳

勤務状況	手 当 等		
	人数(内訳)		1人当たりの手当等の1日平均額
常勤 (週4日以上)	手当有り	人	円/日
	手当無し	人	
非常勤	手当有り	人	円/日
	手当無し	人	
合計(クラブマネジャー総数)		人	

問3 事務局員の配置

問4 事務局員の手当等(問3で「配置している」と回答した場合のみ記入)

【留意事項】

※月・週当たり・時給の手当の場合等は、1日あたりに換算すること(8の問2の例参照)。

内訳

勤務状況	手 当 等		
	人数(内訳)		1人当たりの手当等の1日平均額
常勤 (週4日以上)	手当有り	人	円/日
	手当無し	人	
非常勤	手当有り	人	円/日
	手当無し	人	
合計(事務局員総数)		人	

9 活動費について（平成●年度予算）

【収入についての留意事項】

※自治体・スポーツ団体などからの委託費がある場合は、〇〇〇事業委託費、〇〇〇施設管理委託費などの予算事項名を備考欄に記入してください。

※「委託費」には、委託契約による収入額を計上し、その内の指定管理費の額を記載してください。

※補助・助成金がある場合は、都道府県・市町村補助金、スポーツ振興くじ助成金などの予算事項名を備考欄に記入してください。

※寄附金がある場合は、個人・法人の区分ごとに件数を備考欄に記入してください。

問1 〈収入〉	費 目	金 額（円）	備 考（予算事項名）	
	会 費			
	事 業 費			
	委 託 費	うち指定管理費：		
	補助・助成金			
	寄 附 金		個人件数：	法人件数：
	そ の 他			
	総 額			

【支出についての留意事項】

※クラブマネジャー、事務局員の手当等については人件費に記入してください。

※スポーツ指導者の手当等については指導者謝金に記入してください。

〈支出〉	費 目	金 額（円）	備 考
	クラブ管理費	うち人件費：	
	活動事業費	うち指導者謝金：	
	広 報 費		
	そ の 他		
	総 額		

総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録申請用紙《役員名簿》

申請書類④

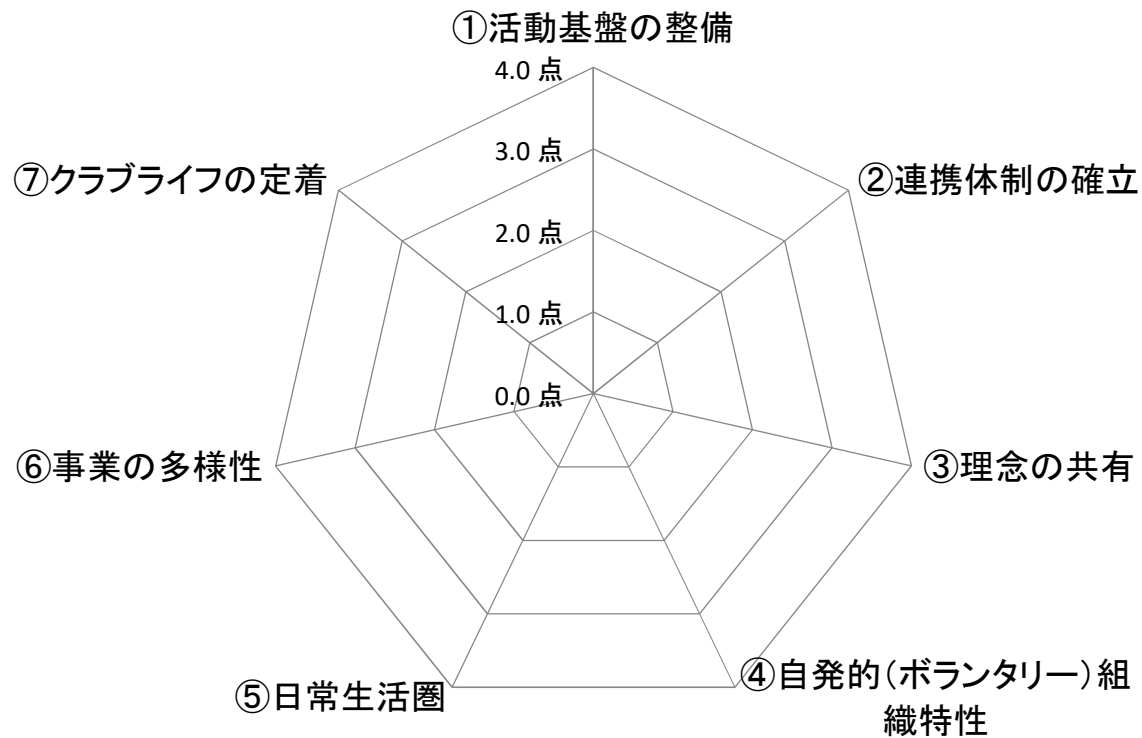
貴クラブの事業計画・予算、事業報告・決算を決定する意思決定機関において、議決権を有する関係者すべての情報を入力してください。

■ クラブ名:

平成●年●月●日現在

[illegible]

総合型クラブの自己点検・評価の結果(7項目)



- 結果を踏まえて、自身のクラブの取組へ反映しましょう。
- 定期的に自己点検・評価を繰り返すことで、持続可能段階を目指しましょう。

自己点検・評価項目	平均
①活動基盤の整備	0.0 点
②連携体制の確立	0.0 点
③理念の共有	0.0 点
④自発的(ボランティア)組織特性	0.0 点
⑤日常生活圏	0.0 点
⑥事業の多様性	0.0 点
⑦クラブライフの定着	0.0 点

総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録審査報告様式（個票）

審査様式①

ID.

クラブ名

所在市町村

■書類審査

申請書類確認者:

1.申請書類の提出

申請書類名	提出有無
申請書類①.登録基準確認用紙	
申請書類②.クラブ基礎情報書類	
申請書類③.規約・定款等	
申請書類④.役員名簿	
申請書類⑤.当該年度事業計画・予算	

申請書類名	提出有無
申請書類⑥.前年度事業報告・決算	
申請書類⑦.評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果	
申請書類⑧.申請書類③⑤⑥を議決した際の議事録	
申請書類⑨.〇〇	

都道府県協議会が定める申請書類

2.総合型地域スポーツクラブ全国協議会及び都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会が定める運用ルールの合致の可否

運用ルール内容	根拠となる申請書類	合致の可否
・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。 ・	都道府県協議会が定める運用ルール 申請書類①②	
・青少年期、壮年期、高齢期※2の3世代又はいずれか2世代の会員が※3がいる。 ・	申請書類①②	
・定期的なスポーツ活動のうち、少なくとも半数の活動においては、公認資格※4を有するスポーツ指導者が配置されている。 ・	申請書類①	
・意思決定機関の議決権を有する者の過半数がクラブの所在する市町村※5の住民である。 ・	申請書類①④	
・非営利組織である。※6 ・	申請書類①③	
・規約等※7の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。 ・	申請書類①③	
・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。 ・	申請書類①⑧	

※1: 定期的とは、年間で24回以上実施することを示す。
※2: 青少年期とは、「未就学児(0歳～)～高校生(～18歳)」、壮年期とは「19歳～59歳」、高齢期とは「60歳～」を示す。
※3: 会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す(月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない)。ただし、この基準を満たすクラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として現時点では申請クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。
※4: 公認資格とは、公認資格制度が整備されている競技・種目資格を示す。
※5: 特別区は市町村に準ずる。
※6: 営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。
※7: 規約・会則・定款等を指す。

3.都道府県協議会独自基準(独自基準を設けている場合のみ入力してください。)

都道府県協議会独自基準内容	根拠となる申請書類	合致の可否
・		
・		

■実地審査

実地審査概要

実地審査日	年月日			
実地審査立会者(クラブ関係者)	氏名:	役職:	氏名:	役職:
登録審査委員会審査実施者	氏名(A):	氏名(B):		
実地審査所見	Ⓐ	妥当性を確認できた	所見:	
	Ⓑ	妥当性を確認できた	所見:	

審査委員会会議審査結果

□公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録規程
及び●●●●法人●●●●県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡
協議会登録規程に基づく事務局マニュアル（案）

1.目的

本マニュアルは、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録規程及び●●●●法人●●●●県体育・スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程に基づき事務を行う各組織の事務局（下記参照）を対象とし、具体的な事務手続を解説するために作成したものです。

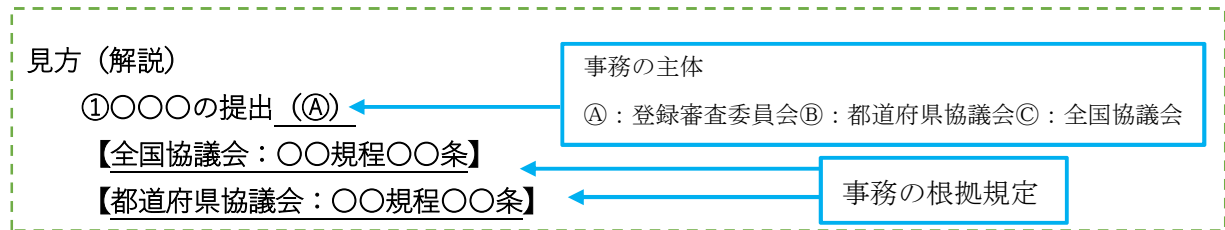
2.各組織の事務局

組織名	事務局
④総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会 （以下「登録審査委員会」という。）	都道府県体育・スポーツ協会 （以下「都道府県体協」という。）
⑤●●●●法人●●●●県体育・スポーツ協会 都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 （以下「都道府県協議会」という。）	都道府県体協
⑥総合型地域スポーツクラブ全国協議会 （以下「全国協議会」という。）	日本スポーツ協会

3.事務手続の全体像

時期	クラブ	事務の主体		
		④登録審査委員会	⑤都道府県協議会	⑥全国協議会
手続開始前		③登録審査委員会の設置	①都道府県協議会登録規程案の提出	②常任幹事会の議決による承認
未定	申請書類の提出 実地審査の受入れ	④申請書類の確認作業		
		⑤審査報告様式（個票）への入力作業		
		⑥実地審査の準備		
		⑦実地審査の実施		
		⑧審査報告様式（個票）への入力作業		
		⑨登録審査委員会会議の実施		
8～10月		⑩審査結果の報告	⑪登録認定リストの作成及び提出	⑫登録管理システムへの登録及び同手続の完了通知
11～12月	認定証の受理		⑬認定証の発行	
			⑭認定証未発行クラブを報告	

4.事務手続の内容



①都道府県協議会登録規程案の提出（②）

【全国協議会：登録規程第 8 条】

都道府県協議会は、当該都道府県協議会登録規程案（以下「都道府県協議会登録規程案」という。）を全国協議会に提出します。

②全国協議会常任幹事会の議決による承認（③）

【全国協議会：登録規程第 8 条】

全国協議会常任幹事会は、都道府県協議会から提出された都道府県協議会登録規程案が全国協議会登録規程に準拠していると認められる場合は、議決による承認をし、その旨都道府県協議会に通知します。

③登録審査委員会の設置（①）

【全国協議会：登録審査細則第 2 条～第 4 条】

【都道府県協議会：登録審査細則第 2 条～第 4 条】

都道府県体協は、登録審査を実施するため、登録審査委員会を設置します。

④申請書類の確認作業（①）

【全国協議会：登録審査細則第 6 条、登録基準細則第 2 条～第 4 条】

【都道府県協議会：登録審査細則第 6 条、登録基準細則第 2 条～第 4 条】

登録審査委員会は、クラブから提出された以下の書類について確認します。

■申請書類一覧

申請書類①. 登録基準確認用紙
申請書類②. 基礎情報書類（クラブ概要等）※
申請書類③. 規約・会則・定款等
申請書類④. 役員名簿
申請書類⑤. 当該年度事業計画・予算
申請書類⑥. 前年度事業報告・決算
申請書類⑦. 評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果※
申請書類⑧. 上記③⑤⑥を議決した際の議事録
申請書類⑨. 都道府県協議会登録基準細則第 3 条で定めた都道府県協議会が定める運用ルール 及び第 4 条に定めた都道府県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物
※申請書類②⑦はデータも提出されます。

⑤審査報告様式（個票）への入力作業（A）

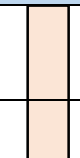
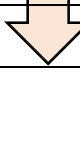
登録審査委員会は、クラブから提出された書類を確認した後、別紙「登録審査報告様式（個票）入力例」を参考に、登録審査報告様式（個票）1.書類審査の部分に必要事項を入力します。

⑥実地審査の準備（A）

【全国協議会：登録審査細則第 6 条】

【都道府県協議会：登録審査細則第 6 条】

登録審査委員会は、下記を参考に、クラブ及び登録審査委員（2 名以上）と実地審査の日程を調整します。

流れ	内容
	・ 申請書類①.登録基準確認用紙の連絡先情報に記載のクラブ担当者に対し、実地審査対応可能日及び実地審査立会者を確認する。
	・ 実地審査対応可能日を基に、実地審査を行う登録審査委員 2 名以上を決定する。
	・ クラブに実地審査日を通知する。

⑦実地審査の実施（A）

【全国協議会：登録審査細則第 6 条、登録基準細則第 2 条～第 4 条】

【都道府県協議会：登録審査細則第 6 条、登録基準細則第 2 条～第 4 条】

登録審査委員会は、クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために実地審査を実施します。

なお、実地審査は、クラブ側の負担及び登録審査委員会に係る実務の負担に鑑み、その所

要時間を 1 クラブ当たり最大でも 2 時間程度と見込んでいます。このため、書類内容の全てを客観的に確認することは困難であることから、審査委員が書類内容について任意に質問し、その回答結果を踏まえ、書類内容の妥当性を確認することとします。

⑧審査報告様式（個票）への入力作業（㊤）

登録審査委員会は、実地審査実施後、別紙「登録審査報告様式（個票）入力例」を参考に、登録審査報告様式（個票）2.実地審査の部分に必要事項を入力し、登録審査報告様式（個票）を仮確定します。

審査報告様式（個票）入力時の留意点

実地審査によって、登録審査報告様式（個票）の書類審査の結果が変わる場合は、当該項目の結果を修正してください。

例：書類審査において、登録審査報告様式（個票）の 2.総合型地域スポーツクラブ全国協議会及び都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会が定める運用ルールに合致の可否の項目「定期的なスポーツ活動を 2 種目以上実施している。」が運用ルールに合致していることから「○」となっていたが、実地審査にて、定期的なスポーツ活動を 1 種目しか実施していないことが分かったため、上記結果を「×」とする。

⑨登録審査委員会会議の実施（㊤）

【全国協議会：登録審査細則第 5 条～第 6 条】

【都道府県協議会：登録審査細則第 5 条～第 6 条】

登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、登録審査委員会会議を実施します。当該会議では、仮確定した登録審査報告様式（個票）の内容の妥当性について確認し、最終的な判断として審査結果を確定します。なお、当該会議において審査結果が確定できなかった場合は、その後の対応を含めて委員長一任とするか、若しくは、当該会議を再度開催します。

⑩審査結果の報告（㊤）

【全国協議会：登録審査細則第 7 条】

【都道府県協議会：登録審査細則第 7 条】

登録審査委員会は、審査結果を登録審査報告様式（集計表）に入力した上で、審査実施当該年度の 8 月までに都道府県体協及び都道府県協議会に提出します。

⑪登録認定リストの作成及び提出（㊸）

【全国協議会：登録認定細則第 2 条、第 3 条】

【都道府県協議会：登録認定細則第 2 条、第 3 条】

都道府県協議会は、登録審査委員会から提出を受けた審査結果を基に、都道府県総合型クラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成します。

また、作成した登録認定リストを 10 月までに、全国協議会に提出します。

⑫登録管理システムへの登録及び同手続の完了通知（㊹）

【全国協議会：登録認定細則第 4 条】

全国協議会は、都道府県協議会から提出を受けた登録認定リストを登録管理システムに登録します。また、同手続が完了した旨を 11 月までに都道府県協議会に通知します。

⑬認定証の発行（㊺）

【全国協議会：登録認定細則第 5 条】

【都道府県協議会：登録認定細則第 4 条】

都道府県協議会は、全国協議会からの通知を受理した後、登録認定リストに記載のクラブに対して認定証を発行します。

⑭認定証未発行クラブを報告（㊻）

【全国協議会：登録認定細則第 5 条】

【都道府県協議会：登録認定細則第 4 条】

都道府県協議会は、諸事情により認定証を発行しなかったクラブが生じた場合、全国協議会に報告します。

2. 都道府県体育・スポーツ協会委託事業 報告書

(1) 新潟県スポーツ協会

平成 30 年度スポーツ庁委託事業
スポーツ活動支援事業（総合型クラブの質的充実に向けた支援推進事業）
都道府県体育・スポーツ協会委託事業 報告書

1. 新潟県版総合型クラブ登録・認証制度整備プロジェクトの設置開催

(1) 新潟県版総合型クラブ登録・認証制度整備プロジェクトの設置

総合型クラブ関係者及び新潟県行政関係者、新潟県内市町村行政関係者及び新潟県スポーツ協会関係者により構成するプロジェクト（以下「県版プロジェクト」という。）を設置した。

<プロジェクトメンバー>

阿部 徹（公益財団法人新潟県スポーツ協会 専務理事）
田浪 崇暢（新潟県県民生活・環境部スポーツ課 企画係 副参事（企画係長））
西原 康行（新潟医療福祉大学 健康科学部 健康スポーツ学科長・教授）
本多 政則（一般財団法人燕市スポーツ協会 専務理事）
見田 賢一（新発田市スポーツ推進課
スポーツ・カルチャーツーリズム推進専門官兼課長補佐）
渡邊 優子（新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長）

<事務局>

阿達 安生（公益財団法人新潟県スポーツ協会事務局次長）
澁谷 健一（公益財団法人新潟県スポーツ協会スポーツ推進課長）
和泉 睦（公益財団法人新潟県スポーツ協会スポーツ推進課職員）
片桐 悠希（公益財団法人新潟県スポーツ協会スポーツ推進課事務担当）

<クラブアドバイザー>

安達 勝間

(2) 県版プロジェクト会議の開催

① 第 1 回会議

■期日 平成 30 年 10 月 4 日（木） 14：00～16：30

■会場 デンカビッグスワンスタジアム 会議室 6

■出席者

○新潟県版プロジェクト委員

阿部 徹（公益財団法人新潟県スポーツ協会 専務理事）
田浪 崇暢（新潟県県民生活・環境部スポーツ課 企画係 副参事（企画係長））
本多 政則（一般財団法人燕市スポーツ協会 専務理事）
見田 賢一（新発田市スポーツ推進課
スポーツ・カルチャーツーリズム推進専門官兼課長補佐）
渡邊 優子（新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長）

<オブザーバー>

○中央プロジェクト委員

西村 知泰（徳島県県民環境部県民スポーツ課 生涯スポーツ（広域 SC）担当係長）
赤井澤 潤（一般財団法人日本規格協会
企画開発センターサービス標準化ユニットサービス標準化チーム係長）

○日本スポーツ協会事務局

加藤 弘和（公益財団法人日本スポーツ協会 クラブ育成課長）

○新潟県行政

小野塚 恒（新潟県県民生活・環境部スポーツ課 企画係 主査）

○クラブアドバイザー

安達 勝間（公益財団法人新潟県スポーツ協会 クラブアドバイザー）

○新潟県スポーツ協会事務局

澁谷 健一（公益財団法人新潟県スポーツ協会スポーツ推進課長）
和泉 睦（公益財団法人新潟県スポーツ協会スポーツ推進課職員）

片桐 悠希（公益財団法人新潟県スポーツ協会スポーツ推進課事務担当）

■議題

説明事項

- ア) スポーツ庁委託事業の概要について
- イ) 日本スポーツ協会の企画概要について
- ウ) 新潟県スポーツ協会受託内容について
- エ) 新潟県における総合型クラブの現状及び「新潟県総合型クラブの指針」について

協議事項

- ア) 新潟県プロジェクトにおける共通認識について
- イ) 事業計画案について
- ウ) 新潟県版規程等について
 - ・県協議会 基本規程（案）
 - ・県協議会 登録規程（案）
 - ・県協議会 登録基準細則（案）
 - ・県協議会 登録審査細則（案）
 - ・県協議会 登録認定細則（案）
 - ・県協議会 登録更新審査細則（案）
- エ) 試行対象クラブの選定等について
- オ) その他

② 第2回会議

■期日 平成30年12月10日（月） 14:00～16:30

■会場 ハードオフエコスタジアム新潟 ミーティングルーム R

■出席者

○新潟県版プロジェクト委員

阿部 徹（公益財団法人新潟県スポーツ協会 専務理事）
田浪 崇暢（新潟県県民生活・環境部スポーツ課 企画係 副参事（企画係長））
西原 康行（新潟医療福祉大学 健康科学部 健康スポーツ学科長・教授）
見田 賢一（新発田市スポーツ推進課
スポーツ・カルチャーツーリズム推進専門官兼課長補佐）

渡邊 優子（新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長）

<オブザーバー>

○中央プロジェクト委員

相澤 和江（NPO 法人スポーツ・サンクチュアリ・川口 クラブマネジャー）
井上 栄司（山形県中山町教育委員会教育課 生涯学習グループ統括）

○スポーツ庁

野原 聡（スポーツ庁健康スポーツ課連携推進係 係長）

○日本スポーツ協会事務局

小澤 大樹（公益財団法人日本スポーツ協会 クラブ育成課 課長補佐）

○新潟県行政

小野塚 恒（新潟県県民生活・環境部スポーツ課 企画係 主査）

○クラブアドバイザー

安達 勝間（公益財団法人新潟県スポーツ協会 クラブアドバイザー）

○新潟県スポーツ協会事務局

阿達 安生（公益財団法人新潟県スポーツ協会事務局次長）
澁谷 健一（公益財団法人新潟県スポーツ協会スポーツ推進課長）
和泉 睦（公益財団法人新潟県スポーツ協会スポーツ推進課職員）
片桐 悠希（公益財団法人新潟県スポーツ協会スポーツ推進課事務担当）

■議題

報告事項

- ア) 中央プロジェクトの進捗状況について
- イ) 新潟県版プロジェクトの進捗状況について

協議事項

- ア) 登録審査（審査委員会）について
 - ・実地審査概要報告
 - ・登録審査
 - ・課題と改善点の整理
- イ) 新潟県版制度モデルの検証について
 - ・登録基準細則及び登録審査の一部改正
- ウ) 新潟県版制度モデルによってもたらされる効果と課題の検証について
 - ・平成 29 年度スポーツ庁政策調査研究（総合型地域スポーツクラブの登録・認証等の制度整備に関する調査研究）報告書掲載の「制度がもたらす効果」
- エ) 新潟県版プロジェクト報告書の作成について

③ 第 3 回会議

■期日 平成 31 年 1 月 25 日（金） 14：00～16：30

■会場 デンカビッグスワンスタジアム 会議室 8

■出席者

○新潟県版プロジェクト委員

阿部 徹（公益財団法人新潟県スポーツ協会 専務理事）
田浪 崇暢（新潟県県民生活・環境部スポーツ課 企画係 副参事（企画係長））
西原 康行（新潟医療福祉大学 健康科学部 健康スポーツ学科長・教授）
見田 賢一（新発田市スポーツ推進課
スポーツ・カルチャーツーリズム推進専門官兼課長補佐）

渡邊 優子（新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長）

<オブザーバー>

○中央プロジェクト委員

二宮 雅也（文教大学 人間科学部 人間科学科 准教授）
相澤 和江（NPO 法人スポーツ・サンクチュアリ・川口 クラブマネジャー）

○日本スポーツ協会事務局

岩田 亜紀子（公益財団法人日本スポーツ協会 クラブ育成課 主事）

○新潟県行政

小野塚 恒（新潟県県民生活・環境部スポーツ課 企画係 主査）

○クラブアドバイザー

安達 勝間（公益財団法人新潟県スポーツ協会 クラブアドバイザー）

○新潟県スポーツ協会事務局

阿達 安生（公益財団法人新潟県スポーツ協会事務局次長）
澁谷 健一（公益財団法人新潟県スポーツ協会スポーツ推進課長）
和泉 睦（公益財団法人新潟県スポーツ協会スポーツ推進課職員）
片桐 悠希（公益財団法人新潟県スポーツ協会スポーツ推進課事務担当）

■議題

報告事項

- ア) 中央プロジェクトの進捗状況について
- イ) 新潟県版プロジェクトの経過報告について

協議事項

- ア) 新潟県版プロジェクト報告書について
- イ) その他

2. 県版プロジェクトにおける具体的作業

(1) 県版制度モデル（案）の策定

第1回県版プロジェクト会議において県版制度モデルの原案について協議を行った。

協議の結果、中央プロジェクトが示した制度モデル（案）を以下のとおり修正し、県版制度モデル（案）を策定した。

1) 基本規程

中央プロジェクトが示した 制度モデル（案）	新潟県版制度モデル（案）	修正理由
第1章 総則 第1条（総則） 本規程は、公益●●法人●●（県）（体育・スポーツ）協会（以下「本会」という。）定款第●条の規定に基づいて設置された●●（県）総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「（県）協議会」という。）に関する基本原則を定める。 2. 県協議会は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会規程に定める団体として、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）を構成するものとする。	第1章 総則 第1条（総則） 本規程は、新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）に関する基本原則を定める。	下記の理由（①～③）から公益財団法人新潟県スポーツ協会定款に関する部分を削除した。 なお、定款を変更（地域スポーツクラブを追加せず）しないで紐づける場合には、スポーツ少年団に準じて下記のような記述もあり得る。ただし、スポーツ協会としての機関決定とクラブ側の合意は必要不可欠。 「本規程は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第4条第2項〔（2）生涯スポーツの振興と健康・体力の維持増進に関すること〕の事業を遂行するため設置した新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「（県）協議会」という。）に関する基本原則を定める。」 ① 本会の定款では、「（総合型）地域スポーツクラブ」に関する明記はなく、「生涯スポーツの振興と健康・体力の維持増進に関すること」に関連する事業として実施している。 ② 現在の連絡協議会と本会とは定款・規程に基づく組織の関係性はなく、協議会規約（事務局は会長の指名するところにおく）に基づき事務局を担っている。また、それも新潟県生涯スポーツ推進事業（いわゆる広域SC事業）に基づき、人件費等が措置されているため対応できている。 ③ 本会としてのクラブの位置づけ（加盟団体ではない）とクラブ側の意向・意識（自主独立した協議会組織であって県スポーツ協会の傘下ではない）の両面において根本的な問題がある。
第2条（基本理念及び目的） 《参考例》	第2条（基本理念及び目的） 県協議会は、県内で活動する総合型地	ひな形案の参考例に現行の連絡協議会会則の目的を追加

県協議会は、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が参集し、基本理念を体现する取組を行うことを通じて「スポーツ宣言日本」が表明するスポーツが果たすべき使命の達成に貢献することにより、総合型クラブが公益性の高く持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着することを目的とする。	域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の円滑な運営及び活動の定着と発展を促進し、地域住民のクラブライフを通じた健康・生きがいづくり、地域づくりに寄与するとともに、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする総合型クラブが参集し、基本理念を体现する取組を行うことを通じて「スポーツ宣言日本」が表明するスポーツが果たすべき使命の達成に貢献することにより、総合型クラブが公益性の高く持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着することを目的とする。	（前段部分）した。
第3条（組織構成） 県協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する県内の総合型クラブを代表する組織体とする。 《参考例》 2. 県協議会は、本会定款第●条第●号に定める加盟市区町村体育協会等が設置した市区町村総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「市区町村協議会」という。）をもって構成する。	第3条（組織構成） 県協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する県内の総合型クラブを代表する組織体とする。	参考例の第2項は、現実的ではないので記載しない。
第2章 事業 第4条（事業） 県協議会は、第2条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。 （1）総合型クラブの情報交換と交流 （2）総合型クラブの活動支援 （3）総合型クラブの財源確保に対する支援 （4）総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動 （5）総合型クラブ育成に関する調査研究 （6）総合型クラブの顕彰に関する研究 （7）市区町村協議会並びに本会加盟団体等との連携 （8）そのほか目的達成に必要な事業	第4条（事業） 県協議会は、第2条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。 （1）総合型クラブの情報交換と交流 （2）総合型クラブの活動支援 （3）総合型クラブの財源確保に対する支援 （4）総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動 （5）総合型クラブ育成に関する調査研究 （6）総合型クラブの顕彰に関する研究 （7）総合型クラブと県・市町村並びに関係団体との連携・協働の推進 （8）総合型クラブの地域連携組織との協力連携 （9）総合型クラブの研修活動 （10）そのほか目的達成に必要な事業	ひな形案の（7）市区町村協議会並びに本会加盟団体等との連携は、現状では「市区町村協議会」が困難なため削除する。 県版制度モデル案の（7）総合型クラブと県・市町村並びに関係団体との連携・協働の推進及び（9）総合型クラブの研修活動は現状の県協議会会則から採用した。 （8）総合型クラブの地域連携組織との協力連携は、上越、中越、下越の地域組織との現実的な連携実態を反映して追加した。
第3章 登録 第5条（登録） 県協議会への加入は、登録をもって行う。 2. 登録に関しては、別に定める。		
第4章 役員 第6条（種類及び定数） 県協議会に、次の役員を置く。 （1）幹事長 1名 （2）副幹事長 3名以内 （3）常任幹事 ●名以上●名以内 （4）委員 ●名以内	第4章 役員 第6条（種類及び定数） 県協議会に、次の役員を置く。 （1）幹事長 1名 （2）副幹事長 3名以内 （3）常任幹事 6名以上11名以内 （4）監事 2名以内	現在の役職は会長、副会長、運営委員、監事であるが、全国にならった原案の役職名（会長→幹事長、副会長→副幹事長、運営委員→常任幹事）とする。 人数は現状の役員数を踏まえ記載した。（常任幹事は学識経験者枠を考慮し、幅を持たせた。） 現行の会則では、委員（各クラブ1名）は、役員としていないので、役員としない。 現行も任意団体として独立した会計を有しているので、監事を追加した。
第7条（委員の選出） 委員は、第5条に基づき登録したクラブ（以下「登録クラブ」という。）の役員から選出する。	第7条（委員の選出） 委員は、第5条に基づき登録したクラブ（以下「登録クラブ」という。）から1名を選出する。	委員のクラブからの選出人数を明記した。 第2項に役員選出に伴う補充に関して明記した。

	2. 委員が役員に選出された場合はその者が属するクラブから欠員を補充する。	
第8条（幹事長の委嘱及び職務） 幹事長は、総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。 2. 幹事長は、県協議会を代表し、業務を統括する。	第8条（役員の選出） 幹事長、副幹事長、常任幹事及び監事は、総会で選出する。 2. 常任幹事は登録クラブ、新潟県及び公益財団法人新潟県スポーツ協会から選出し、その選出方法は次のとおりとする。 （1）クラブ 各地区（上越、中越、下越）から総会で選出する。 （2）新潟県 新潟県県民生活・環境部スポーツ課から1名選出する。 （3）公益財団法人新潟県スポーツ協会 公益財団法人新潟県スポーツ協会から1名選出する。 3. 前項の他、幹事長が特に必要と認めた場合は3名以内の常任幹事を委嘱することができる。	第8条は幹事長のみならず、役員の選出に関して規定した。 現在、クラブ連絡協議会総会で完結している代表者人事について、定款との関係性はもとより県スポーツ協会理事会承認事項とするためには、クラブの理解、合意が不可欠であるため、ひな形案にある理事会承認・会長委嘱は規定しなかった。 第2項及び第3項は、現行の協議会会則を踏襲した。
第9条（副幹事長の委嘱及び職務） 副幹事長は、総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。 2. 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行し、又はその職務を行う。	第9条（役員の職務） 幹事長は協議会を代表し、会務を統括する。 2. 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。 3. 監事は、協議会の財務を監査する。	第9条は、第8条に関連し、「役員の職務」として整理した。それぞれの職務は現行の協議会会則に準じている。
第10条（常任幹事の委嘱） 常任幹事は、総会において、委員の中から、本会加盟団体規程に定める地域区分ごとに1名を選出し、幹事長が委嘱する。 2. 前項のほか、幹事長は総会に諮って本会理事及び学識経験者から、●名以内の常任幹事を委嘱することができる。	第10条（任期） 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。 2. 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。 3. 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。	第10条は、第8～9条に関連し、「任期」として整理した。内容はひな形案の第11条（任期）を規定した。
第11条（任期） 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。 2. 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。 3. 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。	第11条（定年制及び就任期数の制限） 役員は、選任時において、その年齢が75歳未満でなければならない。 2. 幹事長及び副幹事長の任期は、それぞれ連続して3期を超えて就任することはできない。	第11条は、（定年制及び就任期数の制限）とし、現行の協議会会則の役員就任年齢制限と期数制限を規定した。 なお、ひな形案では、定年数の適用範囲を幹事長及び副幹事長に限定しているが、全役員に適用する。
第12条（定年制） 《参考例》 幹事長及び副幹事長は、選任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。		第11条で規定
第13条（解任） 常任幹事及び委員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。 （1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 （2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。	第12条（解任） 役員及び委員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。 （1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 （2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。	解任適用範囲について、ひな形案の常任幹事及び委員を、役員及び委員とする。（幹事長及び副幹事長も解任適用対象とする）

第14条（構成） 総会は、第6条に定める役員をもって構成する。	第13条（構成） 総会は、第7条に定める委員をもって構成する。	現行の協議会会則と同様に総会は委員をもって構成するよう規定した。
第15条（権限） 総会は、次の事項について決議する。 （1）幹事長及び副幹事長の推挙 （2）常任幹事の選出及び解任 （3）委員の解任 （4）事業計画、予算、事業報告、決算、その他県協議会の活動に関する重要事項で幹事長の付議した事項	第14条（権限） 総会は、次の事項について決議する。 （1）役員の選出及び解任 （2）規程の改正 （3）事業計画、予算、事業報告、決算 （4）その他県協議会の活動に関する重要事項で幹事長の付議した事項	既に規定している役員の選出方法を踏まえ（1）（2）のとおりに整理した。 （3）（4）は、現行の協議会会則に準拠した。
第16条（開催） 総会は、毎年1回開催する。	第15条（開催） 総会は、毎年1回以上開催する。	現行の協議会会則を踏襲する。（総会を複数回開催する場合があるので1回と限定しない）
第17条（招集） 総会は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。 2．前項のほか常任幹事会が必要と認めたとき、又は委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、幹事長は2週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。	第16条（招集） 総会は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。 2．前項のほか常任幹事会が必要と認めたとき、又は委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、幹事長は2週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。	
第18条（出席） 総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。 2．構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は当該構成員が所属する登録クラブの役員に委任することができる。この場合、当該構成員は総会に出席したものとみなす。	第17条（出席） 総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。 2．構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は当該構成員が所属するクラブの役員及び職員に委任することができる。この場合、当該構成員は総会に出席したものとみなす。	第2項の委任対象者に、当該構成員が所属するクラブの職員も追加した。
第19条（決議） 総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。 2．前項の規定にかかわらず、常任幹事及び委員の解任を決議する際には、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。 3．総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録の同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。	第18条（決議） 総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。 2．前項の規定にかかわらず、役員及び委員の解任を決議する際には、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。 3．総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録の同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。	第2項の解任に関する決議の対象を常任幹事のみならず役員とする。
第5章 常任幹事会 第20条（構成） 常任幹事会は、第6条に定める幹事長、副幹事長及び常任幹事をもって構成する。	第5章 常任幹事会 第19条（構成） 常任幹事会は、第6条に定める役員をもって構成する。	常任幹事会の構成員を役員とする。（監事を含む）
第21条（権限） 常任幹事会は、次の事項について決議する。 （1）県協議会の業務執行の決定 （2）常任幹事の職務の執行の監督	第20条（権限） 常任幹事会は、次の事項について決議する。 （1）県協議会の業務執行の決定 （2）常任幹事の職務の執行の監督	
第22条（開催） 常任幹事会は、年に●回開催する。	第21条（開催） 常任幹事会は、必要に応じて開催する。	常任幹事会の必要性を踏まえ回数を固定しない。
第23条（招集） 常任幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。	第22条（招集）	条項の数字のみ変更

第 24 条（出席） 常任幹事会は、構成員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開会することができない。 2. 構成員が常任幹事会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、当該構成員は常任幹事会に出席したものとみなす。	第 23 条（出席）	条項の数字のみ変更
第 25 条（決議） 常任幹事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。	第 24 条（決議）	条項の数字のみ変更
第 6 章 専門部会 第 26 条（設置） 県協議会は、常任幹事会の決議を経て専門部会を設けることができる。 2. 専門部会は、第 4 条の事業に関して調査研究を行い常任幹事会に意見を具申する。	第 6 章 専門部会 第 25 条（設置）	条項の数字のみ変更
第 27 条（構成） 専門部会は、それぞれ部会長及び若干名の部会員をもって構成する。 2. 専門部会の部会長及び部会員は、県協議会役員、県協議会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、常任幹事会の承認を経て幹事長が委嘱する。	第 26 条（構成）	条項の数字のみ変更
第 28 条（任期） 専門部会の部会長及び部会員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。 2. 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による部会員の任期はほかの部会員の残任任期とする。	第 27 条（任期） 専門部会の部会長及び部会員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。 2. 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による部会員の任期はほかの部会員の残任任期とする。	
第 29 条（招集） 専門部会は、それぞれの部会長が招集し、その議長となる。	第 28 条（招集）	条項の数字のみ変更
	第 29 条（会計及び会費） 県協議会の経費は、会費、助成金、補助金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。 2. クラブは年会費五千円を納めなければならない。 3. 会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。	現行の協議会会則に準じて会計に関する規定を追加した。
第 30 条（細則） 本規程によるもののほか、各専門部会について必要な事項は、常任幹事会が別に定める。		
第 7 章 事務局 第 31 条（事務局） 県協議会の事務は、本会事務局において処理する。		
第 32 条（事務局に関する規程） 本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、本会の定めるところによる。		
第 8 章 改定 第 33 条（改定） 本規程は、常任幹事会及び総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。	（削除）	役員人事同様に県スポーツ協定会款との関連性がないため削除した。 第 14 条において規程改正は総会決議事項である旨が明記されている。

2) 登録規程

中央プロジェクトが示した 制度モデル（案）	新潟県版制度モデル（案）	修正理由
第1条（総則） 本規程は、基本規程第5条第2項に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録に関することについて定める。	第1条（総則） 本規程は、基本規程第5条第2項に基づき、新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録に関することについて定める。	組織名称は「新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」であるため、「公益財団法人新潟県スポーツ協会」を付けなかった。
第2条（目的） 登録は、基本規程第2条にのっとり、県協議会に加入することを目的として行うものとする。		
第3条（登録申請） 登録は、県協議会が別に定める登録基準を具備したものをもち、県協議会を通じ、全国協議会へ各クラブ単位で申請する。		
第4条（登録審査） 公益●●法人●●県体育・スポーツ協会（以下「本会」という。）は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。登録審査については、別に定める。	第4条（登録審査） 公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。登録審査については、別に定める。	法人名を明記
第5条（認定） 県協議会は、前条に定める登録審査を経たクラブに対し、登録クラブとして認定を行う。認定については、別に定める。		
第6条（有効期間） 登録の有効期間は、登録の決定を受けた日から、その年度末までとする。		
第7条（登録更新審査） 登録は、年度ごとにこれを更新する。登録更新審査については別に定める。		
第8条（権利） 登録クラブは、次の権利を有する。 （1）県協議会の組織単位としてその施策に関与すること。 （2）全国協議会、及び県協議会が主催する事業に参加すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。 （3）全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。		
第9条（登録料） ○全国協議会が徴収する登録料の有無については、今後検討。 ○県協議会は県協議会登録規程において登録料の徴収について定めることができるものとする。（当該登録料とは、既に当該県協議会が徴収している加入料等を指す。）		
第10条（処分） 県協議会は、登録の認定を受けたクラブの役員が、本会倫理規程第●条に違反する行為の疑いがあるとき、別に定める処分基準に基づき対応を行うものとする。		
第11条（個人情報の扱い） 本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。		
第12条（改定） 《参考例》 ・本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。 ・本規程は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。	第12条（改定） 本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。	《参考例》の一つを引用した。

3) 登録基準細則

中央プロジェクトが示した 制度モデル（案）	新潟県版制度モデル（案）	修正理由
第1条（総則） 本細則は、登録規程第3条に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録基準に関することについて定める。	第1条（総則） 本細則は、登録規程第3条に基づき、新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録基準に関することについて定める。	組織名称は「新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」であるため、「公益財団法人新潟県スポーツ協会」を付かなかった。
第2条（基本基準） 登録可能と判断する基本的な基準は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第2条に準ずるものとする。		
第3条（基本基準の適用範囲） 《参考例》 - 基本基準の適用範囲（運用ルール）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第3条に準ずるものとする。 - 基本基準の適用範囲（運用ルール）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第3条に定めるものの他、県協議会として、以下に定める適用範囲（運用ルール）を加えるものとする。 ＜必ず満たすべき運用ルール＞ (1) 活動実態に関する基準 ①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。 - 定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。	第3条（基本基準の適用範囲） 基本基準の適用範囲（運用ルール）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第3条に準ずるものとする。 ＜必ず満たすべき運用ルール＞	基本基準は、第3条をそのまま準用することとしたので、参考例のうち、最初の条文案を採用した。
(1) 活動実態に関する基準 ②多世代（複数世代）を対象としている。 青少年期、壮年期、高齢期※2の3世代又はいずれか2世代の会員※3がいる。		
(1) 活動実態に関する基準 ③適切なスポーツ指導者を配置している。 定期的なスポーツ活動のうち、少なくとも半数の活動においては、公認資格※4を有するスポーツ指導者が配置されている。		
(2) 運営形態に関する基準 ④地域住民が主体的に運営している。 - 意思決定機関の議決権を有する者の過半数がクラブの所在する市町村※5の住民である。 - 非営利組織である。※6		
(3) ガバナンスに関する基準 ⑤規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。 規約等※7の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。		
(3) ガバナンスに関する基準 ⑥事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。 事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録（出席者が明記されているもの）が提出されている		
※1：定期的とは、年間で24回以上実施することを示す。（totoルール引用・半年で12回以上を定期的な活動種目とする。）		
※2：青少年期とは、「未就学児（0歳～）～高校生（～18歳）」、壮年期とは「19歳～59歳」、高齢期とは「60歳～」を示す。		
※3：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す（月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない）。ただし、この基準を満たすクラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として現時点では申請クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。		
※4：公認資格とは、公認資格制度が整備されている		

競技・種目資格を示す。		
※5：特別区は市町村に準ずる。		
※6：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。		
※7：規約・会則・定款等を指す。		
第4条（県協議会独自基準） 《参考例》 登録可能と判断する県協議会独自基準は以下の通りとする。	第4条（県協議会独自基準） 登録可能と判断する県協議会独自基準は以下の通りとする。 （1）活動実態に関する基準 ア．活動拠点が確保されている。 ・定期的に活動する場所を確保している。 （2）運営形態に関する基準 ア．地域に開かれたクラブ運営をしている。 ・地域住民に対して、クラブの活動内容の広報や会員の募集を、年間を通じて常時行っている。	新潟県が策定した「新潟県総合型地域スポーツクラブの指針」（平成27年4月16日）で定める7項目のうち、ひな形案にない項目2点「活動拠点が確保されている。」「地域に開かれたクラブ運営をしている。」を県協議会独自基準とした。
第5条（改定） 《参考例》 ・本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。 ・本規程は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。	第5条（改定） 本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。	《参考例》の一つを引用した。

4）登録審査細則

中央プロジェクトが示した 制度モデル（案）	新潟県版制度モデル（案）	修正理由
第1条（総則） 本細則は、登録規程第4条に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会（以下「本会」という。）が実施する登録審査に関することについて定める。	第1条（総則） 本細則は、登録規程第4条に基づき、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）が実施する登録審査に関することについて定める。	法人名を明記
第2条（登録審査委員会） 本会は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）」を設置する。		
第3条（登録審査委員会の構成） 登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。 2．委員長及び委員は、次に示す者の中からそれぞれ1名以上を本会会長が委嘱する。 ①都道府県体協担当者 ②都道府県行政担当者 ③都道府県協議会担当者 ④市町村行政担当者（※一部の市町村） ⑤学識経験者（大学教員、弁護士、中小企業診断士など）	第3条（登録審査委員会の構成） 登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。 2．委員長及び委員は、次に示す者の中からそれぞれ1名以上を本会会長が委嘱する。 ①県スポーツ協会担当者 ②県行政担当者 ③県協議会担当者 ④市町村行政担当者 ⑤学識経験者（大学教員、弁護士、中小企業診断士など）	①は、名称変更によりスポーツ協会とした。
第4条（委員の任期） 登録審査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2．委員に欠員を生じた場合は、欠員を補充する。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期はほかの役員の残任期間とする。 3．委員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。		
第5条（登録審査委員会の招集） 登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。 2．登録審査委員会の議事は、委員の合意により決定する。		

第6条（審査方法） 登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。 2. 書類審査は、クラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。 申請書類①. 登録基準確認用紙 申請書類②. 基礎情報書類（クラブ概要等）【様式1】 申請書類③. 規約・会則・定款等 申請書類④. 役員名簿【様式2】 申請書類⑤. クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算 申請書類⑥. クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算 申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 申請書類⑧. 上記③⑤⑥を議決した際の議事録 申請書類⑨. ※県協議会登録基準細則第3条で定めた県協議会が定める運用ルール及び第4条に定めた県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物 3. 実地審査は、前項によりクラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員2名以上が実施する。	第6条（審査方法） 登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。 2. 書類審査は、クラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。 申請書類①. 登録基準確認用紙 申請書類②. 基礎情報書類（クラブ概要等）【様式1】 申請書類③. 規約・会則・定款等 申請書類④. 役員名簿【様式2】 申請書類⑤. クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算 申請書類⑥. クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算 申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 申請書類⑧. 上記③⑤⑥を議決した際の議事録 申請書類⑨. 県協議会登録基準細則第4条に定めた県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物（様式などは任意とし、ウェブサイト等での確認も可とする） ・事業計画、行事予定表などでの施設等の確保状況の確認 ・会報、ポスター、チラシ等の広報物及びウェブサイト、SNS等での確認 3. 実地審査は、前項によりクラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員2名以上が実施する。	県協議会独自基準を確認するために、下記を追加した。 申請書類⑨. 県協議会登録基準細則第4条に定めた県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物（様式などは任意とし、ウェブサイト等での確認も可とする） ・事業計画、行事予定表などでの施設等の確保状況の確認 ・会報、ポスター、チラシ等の広報物及びウェブサイト、SNS等での確認
第7条（審査結果の報告） 登録審査委員会は、前条による審査結果を審査実施当該年度の（8）月までに別に定める様式により本会及び●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）に審査結果を提出するものとする。	第7条（審査結果の報告） 登録審査委員会は、前条による審査結果を審査実施当該年度の8月までに別に定める様式により本会及び新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）に審査結果を提出するものとする。	暫定ながら8月と明記 組織名称の明記
第8条（改定） 《参考例》 ・本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。 ・本規程は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。	第8条（改定） 本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。	《参考例》の一つを引用した。

5）登録認定細則

中央プロジェクトが示した 制度モデル（案）	新潟県版制度モデル（案）	修正理由
第1条（総則） 本細則は、登録規程第5条に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録認定に関することについて定める。	第1条（総則） 本細則は、登録規程第5条に基づき、新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録認定に関することについて定める。	組織名称を明記
第2条（登録認定リストの作成） 県協議会は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた審査結果を基に、●●県総合型クラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成する。	第2条（登録認定リストの作成） 県協議会は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた審査結果を基に、新潟県総合型クラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成する。	組織名称を明記
第3条（登録認定リストの提出） 県協議会は、前条で作成した登録認定リストを（10）月までに、総合型地域スポーツクラブ全国協	第3条（登録認定リストの提出） 県協議会は、前条で作成した登録認定リストを10月までに、総合型地域スポ	暫定ながら10月と明記

議会（以下「全国協議会」という。）に提出する。	一ツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）に提出する。	
第4条（認定証の発行） 県協議会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受領した後、登録認定リストに記載のクラブに対して認定証を発行する。 2. 県協議会は、諸事情により認定証を発行しなかったクラブが生じた場合には、速やかに全国協議会に報告するものとする。		
第5条（改定） 《参考例》 ・本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。 ・本規程は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。	第5条（改定） 本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。	《参考例》の一つを引用した。

6）登録更新審査細則

中央プロジェクトが示した 制度モデル（案）	新潟県版制度モデル（案）	修正理由
第1条（総則） 本細則は、登録規程第7条に基づき、登録更新審査に関することについて定める。		
第2条（登録更新審査委員会） 登録更新審査は、登録審査細則に定める登録審査委員会において行う。 《参考例》 2. 登録更新審査は、年度ごとに行う。 2. 登録更新審査は、年度ごとに行う。なお、実地審査は登録審査委員会が必要と認めたクラブのみ行う。	第2条（登録更新審査委員会） 登録更新審査は、登録審査細則に定める登録審査委員会において行う。 なお、実地審査は登録審査委員会が認めた場合は省略できる。	第2項の「なお書き」部分について、事務局においてクラブの活動状況が把握できる場合などは、省略できるものとする。設立間もないクラブ、書類上で疑義がある場合は原則実施。また、それ以外のクラブは2～3年に1回など、柔軟に対応できるようにする。
第3条（登録更新審査方法） 登録更新審査は、書類審査及び当該クラブを訪問して行う実地審査とする。 3. 書類審査はクラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。 申請書類①. 登録基準確認用紙 申請書類②. 基礎情報書類（クラブ概要等） 申請書類③. 規約・会則・定款等 申請書類④. 役員名簿 申請書類⑤. 当該年度事業計画・予算 申請書類⑥. 前年度事業報告・決算 申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 申請書類⑧. 上記③⑤⑥を議決した際の議事録 申請書類⑨. ※県協議会登録基準細則第3条で定めた県協議会が定める運用ルール及び第4条に定めた県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物 4. 実地審査は、前項によりクラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために行う。	第3条（登録更新審査方法） 登録更新審査は、書類審査及び当該クラブを訪問して行う実地審査とする。 2. 登録更新審査は、年度ごとに行う。 なお、実地審査は登録審査委員会が認めた場合は省略できる。 3. 書類審査はクラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。 申請書類①. 登録基準確認用紙 申請書類②. 基礎情報書類（クラブ概要等） 申請書類③. 規約・会則・定款等 申請書類④. 役員名簿 申請書類⑤. 当該年度事業計画・予算 申請書類⑥. 前年度事業報告・決算 申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 申請書類⑧. 上記③⑤⑥を議決した際の議事録 申請書類⑨. 県協議会登録基準細則第4条に定めた県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物（様式などは任意とし、ウェブサイト等での確認も可とする） ・事業計画、行事予定表などでの施設等の確保状況の確認 ・会報、ポスター、チラシ等の広報物及びウェブサイト、SNS等での確認 4. 実地審査は、前項によりクラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために行う。	「登録審査細則」に準じて、県協議会独自基準を確認するために、下記を追加した。 申請書類⑨. 県協議会登録基準細則第4条に定めた県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物（様式などは任意とし、ウェブサイト等での確認も可とする） ・事業計画、行事予定表などでの施設等の確保状況の確認 ・会報、ポスター、チラシ等の広報物及びウェブサイト、SNS等での確認

第4条（登録更新審査結果の報告） 登録更新審査委員会は、●月までに●●県体育・スポーツ協会及び●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に審査結果を提出するものとする。	第4条（登録更新審査結果の報告） 登録更新審査委員会は、8月までに公益財団法人新潟県スポーツ協会及び新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に審査結果を提出するものとする。	暫定ながら8月と明記 組織名称の明記
第5条（改定） 《参考例》 ・本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。 ・本規程は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。	第5条（改定） 本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。	《参考例》の一つを引用した。

（2）県版制度モデル（案）の試行

1）県版制度モデル（案）試行概要

（1）県版制度モデル（案）に基づき、県内3クラブを対象に登録手続を試行した。

実施クラブ名	Aクラブ	Bクラブ	Cクラブ
市町村名	A市	B市	C市
設立年	平成26年	平成10年	平成13年
法人格取得年	(任意団体)	平成17年	平成15年
会員数（H30）	263名	1,229名	725名
予算規模（H30）	9,545,000円	121,885,000円	202,889,000円
書類提出日	平成30年11月14日	平成30年11月14日	平成30年11月21日
実地審査実施日	平成30年11月20日	平成30年11月21日	平成30年11月30日
実地審査実施者 （登録審査委員）	田浪 崇暢 西原 康行 本多 政則	田浪 崇暢 見田 賢一 渡邊 優子	阿部 徹 西原 康行 渡邊 優子
審査結果	○	○	○

2）県版制度モデル（案）試行内容詳細

登録手続は、「公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録規程（案）及び公益財団法人新潟県スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程（案）に基づく事務局マニュアル（案）」に基づき実施した。

同マニュアル（案）の各項目番号における手続内容等について、以下のとおり報告する。

なお、各項目番号は、登録審査委員会又は都道府県協議会が実施主体となっている項目番号のみ記載している。

①都道府県協議会登録規程案の作成・提出	
1.マニュアル（案）上の実施主体	都道府県協議会
2.期日	平成30年7月18日～10月4日
3.具体的作業	- 基本規程案・各細則案と新潟県総合型クラブの指針及び新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会則との比較検討 ＜主担当：10日／アルバイト：46時間＞ - 日本スポーツ協会事務局との事前確認、調整作業 ＜主担当：1.5日／アルバイト：7時間＞ - 第1回会議用の資料作成 ＜主担当：2日／アルバイト：9時間＞ - 第1回会議（10月4日）での承認 ＜主担当：1日／アルバイト：4.5時間＞ - 登録規程案等の日本スポーツ協会への提出 ＜主担当：0.5日／アルバイト：2.5時間＞

	経費の種類	金額
	経費（発生した科目）	
4.係る経費	人件費 ・ 主担当（17,000 円/日） ・ アルバイト（1,000 円/h）	・ 主担当 1 人×15 日 ・ アルバイト 1 人×69 時間
5.課題	・ 本県においては既に県が策定した「新潟県総合型クラブの指針」があり、また、新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（任意団体）の会則もあることから、公益財団法人日本スポーツ協会から提示のあった規程・細則との整合性を確保する検討作業に時間を要した。 ・ 公益財団法人新潟県スポーツ協会の定款に総合型地域スポーツクラブを明確に位置付けていないため、定款に紐づかない規程案とした。本会調べでは、約 7 割の都道府県体育・スポーツ協会の定款の事業で「クラブ」「地域スポーツクラブ」「総合型地域スポーツクラブ」という文言の明記がない中、定款と基本規程との関係性は検討が必要である。 ・ いずれの規程・細則もプロジェクトによる整備であり、実際に運用する場合は、連絡協議会の加盟クラブの理解・合意が必要となる。したがって、県版モデルの基本規程・細則のとおり導入することができるかは不透明である。 ・ 現時点では、県が策定した「新潟県総合型クラブの指針」とは趣旨が異なるので「新潟県総合型クラブの指針」と併用することは可能との判断に至ったが、今後の中央プロジェクト会議での検討などにより、当該報告書での制度モデル案の期待される効果が備わる制度となった場合、クラブにとっては実質的に二重制度となるので、制度導入時には改めて検討が必要となる。また、併用する場合でも運用面でクラブ負担の軽減を図る工夫が必要となる。	

③登録審査委員会の設置		
1.マニュアル（案）上の実施主体	登録審査委員会	
2.期日	平成 30 年 8 月 20 日（委嘱日）	
3.具体的作業	・ 登録審査委員会委員（新潟県プロジェクト会議委員）の人选に関する考え方の整理 ＜主担当：1 日／アルバイト：2 時間＞ ・ 登録審査委員会委員（新潟県プロジェクト会議委員）への事前説明と委嘱（書類作成・発送） ＜主担当：1 日／アルバイト：2 時間＞ ・ 登録審査委員会（会議）開催日程の調整及び通知 ＜主担当：1 日／アルバイト：2.5 時間＞	
	経費の種類	金額
	経費（発生した科目）	
4.係る経費	（事前説明） 旅費 （登録審査委員会） 謝金（PJ 委員） 旅費（PJ 委員） 借損料（会場使用料） 会議費	1,276 円×1 回=1,276 円 20,000 円 5,000 円 3,700 円 @90 円×13 人=1,170 円

	人件費 ・ 主担当（17,000 円/日） ・ アルバイト（1,000 円/h）	・ 主担当 1 人×3 日 ・ アルバイト 1 人×6.5 時間
5.課題	・登録審査細則に基づく人選自体はスムーズに行い、各委員からも好意的に就任承諾を得ることができたが、多忙な委員の会議日程調整が困難であり、第1回会議の開催が予定の後半となった。今後も委員の適任者であればあるほど、日程調整が難しくなることが見込まれる。	

④申請書類の確認作業		
1.マニュアル（案）上の実施主体	登録審査委員会	
2.期日	平成 30 年 11 月 14 日～22 日	
3.具体的作業	・ 試行クラブの選定と協力依頼（説明） ＜主担当：1 日／アルバイト：1.5 時間＞ ・ クラブに対して書類作成、提出を依頼 ＜主担当：1 日／アルバイト：1.5 時間＞ ・ 申請書類の内容確認 ＜主担当：1 日／アルバイト：1.5 時間＞ ・ 申請書類の照会及び不足資料の提出依頼 ＜主担当：1.5 日／アルバイト：2.5 時間＞ ・ 追加提出書類の確認 ＜主担当：0.4 日／アルバイト：1 時間＞ ・ 「事務局における書類審査の結果及び解説」を作成 ＜主担当：1.5 日／アルバイト：2.5 時間＞ ・ 委員に事前送付 ＜主担当：0.2 日／アルバイト：0.5 時間＞ ・ クラブに実地審査の協力を依頼 ＜主担当：0.4 日／アルバイト：1 時間＞	
4.係る経費	経費の種類	金額
	経費（発生した科目）	
	人件費 ・ 主担当（17,000 円/日） ・ アルバイト（1,000 円/h）	・ 主担当 1 人×7 日 ・ アルバイト 1 人×12 時間
5.課題	・ 県スポーツ協会でも独自に資料を作成し、試行クラブに今回の申請等に関する流れと提出いただく書類の整備方法などについて説明した。数多くのクラブからスムーズに申請し、また、委員がどのクラブも同じように確認できるよう「書類作成マニュアル」があった方がよい。 ・ 事務局での事前書類審査で各審査項目の適否、実地審査当日確認が必要な事項、議事録の要件を一部満たしていない理由などについて整理した「事務局における書類審査の結果及び解説」を作成し、委員に申請書類一式とともに送付した。多忙な委員の審査作業を補助するため、また、当日限られた時間内で効率的に調査するためには有効な手段であった。しかしながら、本格導入に当たり、一定期間内に全クラブに対応するとした場合、事務局に相当の負担がかかる。 ・ 効果的な書類審査の適否判断等にあたっては、「総合型クラブ」に対する一定程度の知識・経験が必要である。	

⑤審査報告様式（個票）への入力作業		
1.マニュアル（案）上の実施主体	登録審査委員会	
2.期日	平成30年11月14日～22日	
3.具体的作業	・申請書類に基づき、「登録審査報告様式（個票）」の書類審査に必要事項を入力 ＜主担当：1日／アルバイト：4時間＞	
4.係る経費	経費の種類	金額
	経費（発生した科目）	
	人件費 ・主担当（17,000 円/日） ・アルバイト（1,000 円/h）	・主担当 1人×1日 ・アルバイト 1人×4時間
5.課題	・問題なく入力できたが、議事録の提出状況や内容が基準を満たしていない場合への対応に苦慮した。今回は、試行であるので実地審査も実施し、また、議事録に関する改善意見も公益財団法人日本スポーツ協会に意見具申することとした。	

⑥実地審査の準備		
1.マニュアル（案）上の実施主体	登録審査委員会	
2.期日	平成30年10月25日～11月8日	
3.具体的作業	・実施審査の日程調整（クラブ及び委員各位） ＜主担当：1日／アルバイト：2.5時間＞ ・クラブとの事前打ち合わせ（会場、時間、対応者等） ＜主担当：1.5日／アルバイト：4時間＞ ・実地審査の書類の準備 ＜主担当：2日／アルバイト：5.5時間＞ ・実施審査のための運営資料作成 ＜主担当：1.5日／アルバイト：4時間＞	
4.係る経費	経費の種類	金額
	経費（発生した科目）	
	人件費 ・主担当（17,000 円/日） ・アルバイト（1,000 円/h）	・主担当 1人×6日 ・アルバイト 1人×16時間
5.課題	・総合型クラブ（役員とクラブマネジャーの調整）と審査委員（複数名の調整）及び事務局の総合的な日程調整が難しい。対象クラブ数が増えた場合は更に困難になる。 ・円滑に実地審査を行うため、クラブ側に1室（会議室、研修室等）を用意してもらう方がよいが、借り上げ経費が発生する場合もある。また、諸室がなく事務所が手狭な場合は、訪問者数の調整や別会場確保が必要になる。	

⑦実地審査の実施		
1.マニュアル（案）上の実施主体	登録審査委員会	
2.期日	平成30年11月20日、21日、30日	
3.具体的作業	・実施審査の実施（3クラブ） ＜主担当：3日／アルバイト：11時間＞ ・実施審査の記録作成（発言要旨、結果等） ＜主担当：3日／アルバイト：11時間＞	

	経費の種類	金額
4.係る経費	経費（発生した科目） 旅費（実地審査）3クラブ分 謝金（実地審査）3回分	75,002 円 10,000 円×延べ5人 =50,000 円 1,050 円×1回=1,050 円
	借損料（会場借上料）（実地審査）1回分 通信運搬費 会議費（実地審査）3回分	レターパック・切手 7,000 円 @90 円×延べ29人=2,610 円
	人件費 ・主担当（17,000 円/日） ・アルバイト（1,000 円/h）	・主担当 1人×6日 ・アルバイト 1人×22時間
5.課題	・広い県内各地に点在するクラブを訪問する場合、委員によっては高速道路利用でも往復数時間かけ、2時間ヒアリングという日程（実質的に1日仕事）となり、時間的、体力的にも負担をかけ、運転の場合は交通事故リスクも発生する。それらと併せ各々の委員の本来業務との関係から委員への過剰な負担を避ける必要がある。（委員委嘱が難しくなることも想定される） ・試行対象3クラブは実地審査に理解を示し、好意的に協力していただいたが、「監査のようで信頼関係を損ねる。」「クラブ運営で多忙な中、協力は難しい。」というクラブが現れることも十分想定できる。 ・各委員と異なり、事務局は全クラブへ参加することになるので、相当な負担が発生し、現行の通常業務に支障が生ずる。	

⑧審査報告様式（個票）への入力作業		
1.マニュアル（案）上の実施主体	登録審査委員会	
2.期日	平成30年11月21日～12月4日	
3.具体的作業	・各委員の審査報告様式（個票）の回収及び内容確認 ＜主担当：0.5日／アルバイト：2時間＞ ・審査報告書（個票）への入力及び確定 ＜主担当：0.5日／アルバイト：2時間＞	
4.係る経費	経費の種類	金額
	経費（発生した科目）	
	人件費 ・主担当（17,000 円/日） ・アルバイト（1,000 円/h）	・主担当 1人×1日 ・アルバイト 1人×4時間
5.課題	・報告書様式（個票）の「実地審査所見」欄の書き方の明示（例示）がなかったので、適否へのコメント、クラブに対する印象、審査そのものへの感想など、委員によってまちまちだった。所見欄の必要性を含、検討が必要である。 ・「合致の可否」ということで、○か×しかないが、判断に迷う場合や書類の一部が要件を満たさないだけの場合にどう評価するのか難しいので、△（保留／条件付で可）のような評価の仕方も必要ではないか。特に最終的に審査委員会の合議で決める場合、書類審査や実地審査で1つでも×の場合（重大な欠陥の場合を除き）に、審査の遡上にも上がらないことになるのは厳し過ぎると思われる。	

⑨登録審査委員会会議の実施		
1.マニュアル（案）上の実施主体	登録審査委員会	
2.期日	平成 30 年 12 月 10 日	
3.具体的作業	・登録審査委員会会議（第 2 回プロジェクト会議）開催 ＜主担当：1 日／アルバイト：10.5 時間＞ ・登録審査 ＜主担当：2 日／アルバイト：20.5 時間＞ ・最終的な適否の確定 ＜主担当：1 日／アルバイト：10 時間＞	
4.係る経費	経費の種類	金額
	経費（発生した科目）	
	謝金（PJ 委員）	20,000 円
	旅費（PJ 委員）	2,694 円
	借損料（会場使用料）	2,500 円
	会議費	@90 円×15 人=1,350 円
	人件費	・主担当 1 人×4 日 ・アルバイト 1 人×41 時間
	・主担当（17,000 円/日）	
	・アルバイト（1,000 円/h）	
5.課題	・今回は全委員の意見が一致したが、一致しない場合は、審査に時間を要する。 ・広い県内を地域ごとに分担し、協議会役員が委員になる場合やそれぞれで市町村行政担当者を委員に委嘱し場合は、委員数が多くなり、開催日程の調整、会場確保、経費負担の増加という問題が生ずる。 ・今回は審査委員が適切な人数であり、発言しやすい環境にあったが、前述のとおり大人数となった場合は、審査委員会が形式的なものになる恐れがある。	

⑩審査結果の報告		
1.マニュアル（案）上の実施主体	登録審査委員会	
2.期日	平成 30 年 12 月 11 日	
3.具体的作業	・県スポーツ協会及び県連絡協議会への審査結果報告 ＜主担当：1 日／アルバイト：4 時間＞	
4.係る経費	経費の種類	金額
	経費（発生した科目）	
	人件費	・主担当 1 人×1 日 ・アルバイト 1 人×4 時間
	・主担当（17,000 円/日）	※ 時系列の中で第 3 回会議（1 月 25 日）、決算報告業務等を記入する適当な欄がないため、便宜上この中で下記の所要額を計上した。
	・アルバイト（1,000 円/h）	・主担当 1 人×10 日 ・アルバイト 1 人×36 時間
5.課題	・本県では、県スポーツ協会が審査委員会を主宰し、連絡協議会事務局を担っているので、支障なく完了した。	

⑪登録認定リストの作成及び提出	
1.マニュアル（案）上の実施主体	
2.期日	
3.具体的作業	
4.係る経費	未実施
5.課題	

⑬認定証の発行	
1.マニュアル（案）上の実施主体	
2.期日	
3.具体的作業	
4.係る経費	未実施
5.課題	

⑭認定証未発行クラブを報告	
1.マニュアル（案）上の実施主体	
2.期日	
3.具体的作業	
4.係る経費	未実施
5.課題	

(3) 試行結果に基づく制度モデルの検証

1) 制度モデル（案）試行に要した経費

2. (2) 2) の各項目番号内の「4.係る経費」を合算した結果は以下のとおりである。

科目	金額				根拠	
人件費						
	¥926,500	主担当 ¥ 17,000 × 1 人 × 44 日		¥ 748,000	マニュアル①③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	
		アルバイト ¥ 1,000 × 1 人 × 178.5 時間		¥ 178,500	マニュアル①③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	
謝金						
	¥90,000	会議出席 ¥ 10,000 × 2 人 × 2 日		¥ 40,000	マニュアル③⑨	
		実地審査 ¥ 10,000 × 5 人		¥ 50,000	マニュアル⑦	
旅費						
	¥82,696	会議出席 ¥ 7,694 × 1 式 ×		¥ 7,694	マニュアル③⑨	
		実地審査 ¥ 75,002 × 1 式		¥ 75,002	マニュアル⑦	
借損料						
	¥7,250	会議 ¥ 6,200 × 1 式		¥ 6,200	マニュアル③⑨	
		実地審査 ¥ 1,050 × 1 回		¥ 1,050	マニュアル⑦	
会議費						
	¥5,130	会議 ¥ 90 × 28 人		¥ 2,520	マニュアル③⑨	
		実地審査 ¥ 90 × 29 人		¥ 2,610	マニュアル⑦	
通信運搬費						
	¥7,000	各種郵便 ¥ 7,000 × 1 式		¥ 7,000	マニュアル⑦	
合計 ¥1,118,576						
内訳 人件費 ¥926,500						
その他 ¥192,076						

2) 制度モデル導入時に要する経費の試算

2. (2) 2) を参考として、制度モデルの導入時にかけると想定される人件費について、以下のとおり試算した。

費目	項目	単価		数量		小計	備 考
人件費	主担当	17,000	×	15	日	255,000	規程整備等の業務
	主担当	17,000	×	20	日	340,000	会議運営、各種調整作業等
	アルバイト	1,000	×	30	時間	30,000	会議対応・庶務等
合計						625,000	

3) 制度モデル運用時に要する経費の試算

2. (2) 2) 及び 2. (3) 1) を参考として、制度モデルの運用時にかけると想定される必要経費について試算した。

なお、試算にあたっては、主担当とアルバイトそれぞれ 1 名が 1 クラブあたりに要する作業日数を算出した上で、36 クラブ（現在の県内申出クラブ数）を対象に運用すると想定し、取りまとめた。

【1 クラブあたりの作業日数】

2. (2) 2) のうち、下記のとおり制度モデルの運用時に要する作業を抜き出し、1 クラブあたりの作業日数を算出した結果、その日数は主担当が 5.9 日、アルバイトが 23.7 時間となった。

<主担当>

制度モデル運用時に要する作業（試行 3 クラブ分）		1 クラブあたりの作業日数
・書類審査 ④申請書類の確認作業：4.6 日※1 ⑤審査報告様式（個票）への入力作業：1 日	5.6 日	1.6 日※4
・実地審査 ⑥実地審査の準備：4.5 日※2 ⑦実地審査の実施：6 日 ⑧審査報告様式(個票)への入力作業：1 日	11.5 日	2.6 日※4
・登録審査委員会 ⑨登録審査委員会会議の実施：4 日※3 ⑩審査結果の報告：1 日	5 日	1.7 日
合計		5.9 日

<アルバイト>

制度モデル運用時に要する作業（試行 3 クラブ分）		1 クラブあたりの作業時間
・書類審査 ④申請書類の確認作業：8 時間※1 ⑤審査報告様式（個票）への入力作業：4 時間	12 時間	3.1 時間※4
・実地審査 ⑥実地審査の準備：12 時間※2 ⑦実地審査の実施：22 時間 ⑧審査報告様式(個票)への入力作業：4 時間	38 時間	9.1 時間※4
・登録審査委員会 ⑨登録審査委員会会議の実施：30.5 時間※3 ⑩審査結果の報告：4 時間	34.5 時間	11.5 時間
合計		23.7 時間

※1 ④の作業のうち、今回の委託事業でのみ要した作業（試行クラブの選定と協力依頼、クラブに対して書類作成・提出を依頼、クラブに実地審査の協力を依頼）は除く。

※2 ⑥の作業のうち、今回の委託事業でのみ要した作業（クラブとの事前打合せ）は除く。

※3 ⑨の作業の一部（登録審査委員会会議開催）はクラブ数によって大きく変動する作業ではないため、この算出からは除外した。

※4 ⑤⑥⑧の作業は、制度モデル運用時には効率化が図られると想定し、今回の委託事業で要した日数の 1/3 として算出した。

（留意事項）

- ・③の作業は、制度モデルの運用時に要する作業ではあるものの、クラブ数によって大きく変動する作業ではないため、この算出からは除外した。
- ・⑪⑬⑭の作業は、今回実施していないため、含まれない。
- ・実地審査はクラブの所在地により時間の変動が発生する。

【制度モデル運用時に要する経費（36クラブを対象に運用すると想定）】

項目	金額	科目	内訳			根拠
1. 書類審査						
	¥1,099,548					
		人件費	主担当	¥ 17,000 × 1 人 × 57.6 日	¥ 979,200	マニュアル④⑤
		人件費	アルバイト	¥ 1,000 × 1 人 × 111.6 時間	¥ 111,600	
		借損料	コピー	¥ 2.7 × 1080 枚 × 1 回	¥ 2,916	
		借損料	コピー	¥ 2.7 × 2160 枚 × 1 回	¥ 5,832	
2. 実地審査						
	¥3,982,428					
		人件費	主担当	¥ 17,000 × 1 人 × 93.6 日	¥ 1,591,200	マニュアル⑥⑦⑧
		人件費	アルバイト	¥ 1,000 × 1 人 × 327.6 時間	¥ 327,600	
		交通費	委員	¥ 25,000 × 36 回	¥ 900,000	
		諸謝金	委員	¥ 10,000 × 3 人 × 36 回	¥ 1,080,000	
		借損料	会場	¥ 1,000 × 36 回	¥ 36,000	
		通信運搬費	委員	¥ 360 × 3 人 × 36 回	¥ 38,880	
		雑役務費	振込手数料	¥ 81 × 3 人 × 36 回	¥ 8,748	
3. 登録審査委員会						
	¥1,674,260					
		人件費	主担当	¥ 17,000 × 1 人 × 61.2 日	¥ 1,040,400	マニュアル⑨⑩
		人件費	アルバイト	¥ 1,000 × 1 人 × 414 時間	¥ 414,000	
		人件費	主担当	¥ 17,000 × 1 人 × 4 日	¥ 68,000	マニュアル③⑨
		人件費	アルバイト	¥ 1,000 × 1 人 × 17 時間	¥ 17,000	
		交通費	委員	¥ 2,000 × 10 人 × 1 回	¥ 20,000	交通費一律2,000円で計上
		諸謝金	委員	¥ 10,000 × 10 人 × 1 回	¥ 100,000	
		借損料	会場	¥ 10,000 × 1 回 × 1 会場	¥ 10,000	
		借損料	コピー	¥ 2.7 × 1500 枚 × 1 回	¥ 4,050	委員1人分100枚(事務局等含)
		雑役務費	振込手数料	¥ 81 × 10 人 × 1 回	¥ 810	
4. 認定手続						
	試算不可					
		人件費	主担当	¥ 17,000 × 1 人 × 試算不可 日	試算不可	マニュアル⑪⑬⑭
		人件費	アルバイト	¥ 1,000 × 1 人 × 試算不可 時間	試算不可	マニュアル⑪⑬⑭
5. その他						
	¥149,789					
		旅費	アルバイト	¥ 1,300 × 1 人 × 86.9 日	¥ 112,989	1日7時間で算出
		旅費	打合せ	¥ 2,000 × 10 回	¥ 20,000	
		借損料	コピー	¥ 2.7 × 1000 枚 × 1 回	¥ 2,700	依頼文書等
		通信運搬費	依頼等	¥ 82 × 50 枚	¥ 4,100	
		消耗品	事務用消耗品費	¥ 10,000 × 1 式	¥ 10,000	
合計	¥6,906,025					
		内訳 人件費		¥4,464,000		
		その他		¥2,442,025		

＜試算条件＞

○審査委員会委員構成等

委員人数 10 人、県スポーツ協会 1 人、県行政 1 人

市町村行政 3 人（上越、中越、下越地区の市町村から 1 人ずつ）

クラブ連絡協議会 3 人（会長 1 人、副会長 2 人）

学識経験者 2 人（大学 1 人、ほか公認会計士・弁護士など 1 人）

※公務員は謝金辞退が想定されるが、最大値として試算するため、支給する前提で積算する。

※現時点でクラブアドバイザーは含まない。

○対象クラブ数

36 クラブ（2019 年 2 月 1 日現在の新潟県申出クラブ数）

○クラブ実地審査の編成

審査委員会委員 3 人

事務局 2 人

○審査委員会

1 回開催（会場：新潟市／デンカビッグスワンスタジアム予定）

委員は全員参加

○事務局体制（直接的に業務にあたる人員）

プロパー職員 1 人（主に企画立案、各種調整、審査実務）

アルバイト 1 人（主に書類整理、経理処理）

○その他

消費税はプロジェクト実績ベースの 8% で試算

アルバイトは新潟市内在住と仮定（現在のアルバイトの実績で片道約 30km で試算）

4）県版制度モデルの策定

第 3 回県版プロジェクト会議において、登録手続の実施結果を踏まえ、県版制度モデル（案）について協議を行った。

協議の結果、県版制度モデル（案）を以下のとおり修正し、県版制度モデルを策定した。

① 基本規程

新潟県版制度モデル（案）	新潟県版制度モデル	修正理由
第 1 章 総則 第 1 条（総則） 本規程は、新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）に関する基本原則を定める。	第 1 章 総則 第 1 条（総則） 本規程は、新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）に関する基本原則を定める。 2. 県協議会は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会規程に定める団体として、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）を構成するものとする。	
第 2 条（基本理念及び目的） 県協議会は、県内で活動する総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の円滑な運営及び活動の定着と発展を促進し、地域住民のクラブライフを通じた健康・生きがいづくり、地域づくりに寄与するとともに、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする総合型クラブが参集し、基本理念を体现する取組を行うことを通じて「スポーツ宣言日本」が表明するスポーツが果たすべき使命の達成に貢献することにより、総合型クラブが公益性の高く持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着することを目的とする。	第 2 条（基本理念及び目的） 県協議会は、県内で活動する総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の円滑な運営及び活動の定着と発展を促進し、地域住民のクラブライフを通じた健康・生きがいづくり、地域づくりに寄与するとともに、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする総合型クラブが参集し、基本理念を体现する取組を行うことを通じて「スポーツ宣言日本」が表明するスポーツが果たすべき使命の達成に貢献することにより、総合型クラブが公益性の高く持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着することを目的とする。	
第 3 条（組織構成） 県協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する県内の総合型クラブを代表する組織体とする。	第 3 条（組織構成） 県協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する県内の総合型クラブを代表する組織体とする。	
第 4 条（事業） 県協議会は、第 2 条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。 （1）総合型クラブの情報交換と交流 （2）総合型クラブの活動支援 （3）総合型クラブの財源確保に対する支援 （4）総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動 （5）総合型クラブ育成に関する調査研究 （6）総合型クラブの顕彰に関する研究 （7）総合型クラブと県・市町村並びに関係団体との連携・協働の推進 （8）総合型クラブの地域連携組織との協力連	第 4 条（事業） 県協議会は、第 2 条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。 （1）総合型クラブの情報交換と交流 （2）総合型クラブの活動支援 （3）総合型クラブの財源確保に対する支援 （4）総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動 （5）総合型クラブ育成に関する調査研究 （6）総合型クラブの顕彰に関する研究 （7）総合型クラブと県・市町村並びに関係団体との連携・協働の推進 （8）総合型クラブの地域連携組織との協力連	

携 (9) 総合型クラブの研修活動 (10) そのほか目的達成に必要な事業	携 (9) 総合型クラブの研修活動 (10) そのほか目的達成に必要な事業	
第3章 登録 第5条（登録） 県協議会への加入は、登録をもって行う。 2. 登録に関しては、別に定める。	第3章 登録 第5条（登録） 県協議会への加入は、登録をもって行う。 2. 登録に関しては、別に定める。	
第4章 役員 第6条（種類及び定数） 県協議会に、次の役員を置く。 (1) 幹事長 1名 (2) 副幹事長 3名以内 (3) 常任幹事 6名以上11名以内 (4) 監事 2名以内	第4章 役員 第6条（種類及び定数） 県協議会に、次の役員を置く。 (1) 幹事長 1名 (2) 副幹事長 3名以内 (3) 常任幹事 6名以上11名以内 (4) 監事 2名以内	
第7条（委員の選出） 委員は、第5条に基づき登録したクラブ（以下「登録クラブ」という。）から1名を選出する。 2. 委員が役員に選出された場合はその者が属するクラブから欠員を補充する。	第7条（委員の選出） 委員は、第5条に基づき登録したクラブ（以下「登録クラブ」という。）から1名を選出する。 2. 委員が役員に選出された場合はその者が属するクラブから欠員を補充する。	
第8条（役員の選出） 幹事長、副幹事長、常任幹事及び監事は、総会で選出する。 2. 常任幹事は登録クラブ、新潟県及び公益財団法人新潟県スポーツ協会から選出し、その選出方法は次のとおりとする。 (1) クラブ 各地区（上越、中越、下越）から総会で選出する。 (2) 新潟県 新潟県県民生活・環境部スポーツ課から1名選出する。 (3) 公益財団法人新潟県スポーツ協会 公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）から1名選出する。 3. 前項の他、幹事長が特に必要と認めた場合は3名以内の常任幹事を委嘱することができる。	第8条（役員の選出） 幹事長、副幹事長、常任幹事及び監事は、総会で選出する。 2. 常任幹事は登録クラブ、新潟県及び公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）から選出し、その選出方法は次のとおりとする。 (1) クラブ 各地区（上越、中越、下越）から総会で選出する。 (2) 新潟県 新潟県県民生活・環境部スポーツ課から1名選出する。 (3) 本会 本会から1名選出する。 3. 前項の他、幹事長が特に必要と認めた場合は3名以内の常任幹事を委嘱することができる。	・公益財団法人新潟県スポーツ協会について、（以下「本会」という。）を追加する。
第9条（役員の職務） 幹事長は協議会を代表し、会務を統括する。 2. 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。 3. 監事は、協議会の財務を監査する。	第9条（役員の職務） 幹事長は協議会を代表し、会務を統括する。 2. 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。 3. 監事は、協議会の財務を監査する。	
第10条（任期） 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。 2. 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。 3. 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。	第10条（任期） 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2. 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。 3. 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。	・任期は現行の県協議会会則に準ずる。
第11条（定年制及び就任期数の制限） 役員は、選任時において、その年齢が75歳未満でなければならない。 2. 幹事長及び副幹事長の任期は、それぞれ連続して3期を超えて就任することはできない。	第11条（定年制及び就任期数の制限） 役員は、選任時において、その年齢が75歳未満でなければならない。 2. 幹事長及び副幹事長の任期は、それぞれ連続して3期を超えて就任することはできない。	
第12条（解任） 役員及び委員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。 (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠っ	第12条（解任） 役員及び委員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。 (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠っ	

たとき。 (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。	たとき。 (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。	
第13条 (構成) 総会は、第7条に定める委員をもって構成する。	第13条 (構成) 総会は、第7条に定める委員をもって構成する。	
第14条 (権限) 総会は、次の事項について決議する。 (1) 役員の選出及び解任 (2) 規程の改正 (3) 事業計画、予算、事業報告、決算 (4) その他県協議会の活動に関する重要事項で幹事長の付議した事項	第14条 (権限) 総会は、次の事項について決議する。 (1) 役員の選出及び解任 (2) 規程の改正 (3) 事業計画、予算、事業報告、決算 (4) その他県協議会の活動に関する重要事項で幹事長の付議した事項	
第15条 (開催) 総会は、毎年1回以上開催する。	第15条 (開催) 総会は、毎年1回以上開催する。	
第16条 (招集) 総会は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。 2. 前項のほか常任幹事会が必要と認めたとき、又は委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、幹事長は2週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。	第16条 (招集) 総会は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。 2. 前項のほか常任幹事会が必要と認めたとき、又は委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、幹事長は2週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。	
第17条 (出席) 総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければならない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。 2. 構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は当該構成員が所属するクラブの役員及び職員に委任することができる。この場合、当該構成員は総会に出席したものとみなす。	第17条 (出席) 総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければならない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。 2. 構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は当該構成員が所属するクラブの役員及び職員に委任することができる。この場合、当該構成員は総会に出席したものとみなす。	
第18条 (決議) 総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。 2. 前項の規定にかかわらず、役員及び委員の解任を決議する際には、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。 3. 総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録の同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。	第18条 (決議) 総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。 2. 前項の規定にかかわらず、役員及び委員の解任を決議する際には、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。 3. 総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録の同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。	
第5章 常任幹事会 第19条 (構成) 常任幹事会は、第6条に定める役員をもって構成する。	第5章 運営委員会 第19条 (構成) 運営委員会は、第6条に定める役員をもって構成する。	・名称は現行の県協議会会則に準ずる。
第20条 (権限) 常任幹事会は、次の事項について決議する。 (1) 県協議会の業務執行の決定 (2) 常任幹事の職務の執行の監督	第20条 (権限) 運営委員会は、次の事項について決議する。 (1) 県協議会の業務執行の決定	・名称は現行の県協議会会則に準ずる。 ・監督権限の考え方について疑義があるので削除する。
第21条 (開催) 常任幹事会は、必要に応じて開催する。	第21条 (開催) 運営委員会は、必要に応じて開催する。	・名称は現行の県協議会会則に準ずる。
第22条 (招集) 常任幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。	第22条 (招集) 運営委員会は、幹事長が招集し、その議長となる。	・名称は現行の県協議会会則に準ずる。
第23条 (出席) 常任幹事会は、構成員の2分の1以上が出席しなければならない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。 2. 構成員が常任幹事会に出席できないとき	第23条 (出席) 運営委員会は、構成員の2分の1以上が出席しなければならない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。 2. 構成員が運営委員会に出席できないとき	・名称は現行の県協議会会則に準ずる。

は、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、当該構成員は常任幹事会に出席したものとみなす。	は、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、当該構成員は常任幹事会に出席したものとみなす。	
第24条（決議） 常任幹事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。	第24条（決議） 運営委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。	・名称は現行の県協議会会則に準ずる。
第6章 専門部会 第25条（設置） 県協議会は、常任幹事会の決議を経て専門部会を設けることができる。 2. 専門部会は、第4条の事業に関して調査研究を行い常任幹事会に意見を具申する。	第6章 専門部会 第25条（設置） 県協議会は、運営委員会の決議を経て専門部会を設けることができる。 2. 専門部会は、第4条の事業に関して調査研究を行い運営委員会に意見を具申する。	・名称は現行の県協議会会則に準ずる。
第26条（構成） 専門部会は、それぞれ部会長及び若干名の部会員をもって構成する。 2. 専門部会の部会長及び部会員は、県協議会役員、県協議会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、常任幹事会の承認を経て幹事長が委嘱する。	第26条（構成） 専門部会は、それぞれ部会長及び若干名の部会員をもって構成する。 2. 専門部会の部会長及び部会員は、県協議会役員、県協議会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、運営委員会の承認を経て幹事長が委嘱する。	・名称は現行の県協議会会則に準ずる。
第27条（任期） 専門部会の部会長及び部会員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。 2. 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による部会員の任期はほかの部会員の残任任期とする。	第27条（任期） 専門部会の部会長及び部会員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2. 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による部会員の任期はほかの部会員の残任任期とする。	・任期は第10条の役員同様に現行の県協議会会則に準ずる。
第28条（招集） 専門部会は、それぞれの部会長が招集し、その議長となる。	第28条（招集） 専門部会は、それぞれの部会長が招集し、その議長となる。	
第29条（会計及び会費） 県協議会の経費は、会費、助成金、補助金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。 2. クラブは年会費五千円を納めなければならない。 3. 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。	第29条（会計及び会費） 県協議会の経費は、会費、助成金、補助金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。 2. クラブは年会費五千円を納めなければならない。 3. 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。	
第30条（細則） 本規程によるもののほか、各専門部会について必要な事項は、常任幹事会が別に定める。	第30条（細則） 本規程によるもののほか、各専門部会について必要な事項は、運営委員会が別に定める。	・名称は現行の県協議会会則に準ずる。
第7章 事務局 第31条（事務局） 県協議会の事務は、本会事務局において処理する。	第7章 事務局 第31条（事務局） 県協議会の事務は、本会事務局において処理する。	
第32条（事務局に関する規程） 本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、本会の定めるところによる。	第32条（事務局に関する規程） 本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、本会の定めるところによる。	
（削除）		

② 登録規程

新潟県版制度モデル（案）	新潟県版制度モデル	修正理由
第1条（総則） 本規程は、基本規程第5条第2項に基づき、新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録に関することについて定める。	第1条（総則） 本規程は、基本規程第5条第2項に基づき、新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録に関することについて定める。	
第2条（目的） 登録は、基本規程第2条にのっとり、県協議会に加入することを目的として行うものとする。	第2条（目的） 登録は、基本規程第2条にのっとり、県協議会に加入することを目的として行うものとする。	
第3条（登録申請）	第3条（登録申請）	

登録は、県協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、県協議会を通じ、全国協議会へ各クラブ単位で申請する。	登録は、県協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、県協議会を通じ、全国協議会へ各クラブ単位で申請する。	
第4条（登録審査） 公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。登録審査については、別に定める。	第4条（登録審査） 公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。登録審査については、別に定める。	
第5条（認定） 県協議会は、前条に定める登録審査を経たクラブに対し、登録クラブとして認定を行う。認定については、別に定める。	第5条（認定） 県協議会は、前条に定める登録審査を経たクラブに対し、登録クラブとして認定を行う。認定については、別に定める。	
第6条（有効期間） 登録の有効期間は、登録の決定を受けた日から、その年度末までとする。	第6条（有効期間） 登録の有効期間は、登録の決定を受けた日から、その年度末までとする。	
第7条（登録更新審査） 登録は、年度ごとにこれを更新する。登録更新審査については別に定める。	第7条（登録更新審査） 登録は、年度ごとにこれを更新する。登録更新審査については、別に定める。	
第8条（権利） 登録クラブは、次の権利を有する。 （1）県協議会の組織単位としてその施策に関与すること。 （2）全国協議会、及び県協議会が主催する事業に参加すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。 （3）全国協議会が制定する標準等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。	第8条（権利） 登録クラブは、次の権利を有する。 （1）県協議会の組織単位としてその施策に関与すること。 （2）全国協議会及び県協議会が主催する事業に参加すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。 （3）全国協議会が制定する標準等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。	
第9条（登録料） ○全国協議会が徴収する登録料の有無については、今後検討。 ○県協議会は県協議会登録規程において登録料の徴収について定めることができるものとする。（当該登録料とは、既に当該県協議会が徴収している加入料等を指す。）	第9条（登録料） ○全国協議会が徴収する登録料の有無については、今後検討。 ○県協議会は県協議会登録規程において登録料の徴収について定めることができるものとする。（当該登録料とは、既に当該県協議会が徴収している加入料等を指す。）	
第10条（処分） 県協議会は、登録の認定を受けたクラブの役員が、本会倫理規程第●条に違反する行為の疑いがあるとき、別に定める処分基準に基づき対応を行うものとする。	第10条（処分） 県協議会は、登録の認定を受けたクラブの役員が、本会倫理規程第●条に違反する行為の疑いがあるとき、別に定める処分基準に基づき対応を行うものとする。	
第11条（個人情報の扱い） 本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。	第11条（個人情報の扱い） 本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。	
第12条（改定） 本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。	第12条（改定） 本規程は、県協議会運営委員会の議決により変更することができる。	・名称は現行の県協議会会則に準ずる。

③ 登録基準細則

新潟県版制度モデル（案）	新潟県版制度モデル	修正理由
第1条（総則） 本細則は、登録規程第3条に基づき、新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録基準に関することについて定める。	第1条（総則） 本細則は、登録規程第3条に基づき、新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録基準に関することについて定める。	
第2条（基本基準） 登録可能と判断する基本的な基準は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第2条に準ずるものとする。	第2条（基本基準） 登録可能と判断する基本的な基準は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第2条に準ずるものとする。	
第3条（基本基準の適用範囲） 基本基準の適用範囲（運用ルール）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細	第3条（基本基準の適用範囲） 基本基準の適用範囲（運用ルール）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細	

則第3条に準ずるものとする。 <必ず満たすべき運用ルール> (1) 活動実態に関する基準 ①多種目(複数種目)のスポーツ活動を実施している。 ・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。	則第3条に準ずるものとする。 <必ず満たすべき運用ルール> (1) 活動実態に関する基準 ①多種目(複数種目)のスポーツ活動を実施している。 ・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。	
(1) 活動実態に関する基準 ②多世代(複数世代)を対象としている。 ・青少年期、壮年期、高齢期※2の3世代又はいずれか2世代の会員※3がいる。	(1) 活動実態に関する基準 ②多世代(複数世代)を対象としている。 ・青少年期、壮年期、高齢期※2の3世代又はいずれか2世代の会員※3がいる。	
(1) 活動実態に関する基準 ③適切なスポーツ指導者を配置している。 ・定期的なスポーツ活動のうち、少なくとも半数の活動においては、公認資格※4を有するスポーツ指導者が配置されている。	(1) 活動実態に関する基準 ③適切なスポーツ指導者を配置している。 ・定期的なスポーツ活動のうち、少なくとも半数の活動においては、公認資格※4を有するスポーツ指導者が配置されている。	
(2) 運営形態に関する基準 ④地域住民が主体的に運営している。 ・意思決定機関の議決権を有する者の過半数がクラブの所在する市町村※5の住民である。 ・非営利組織である。※6	(2) 運営形態に関する基準 ④地域住民が主体的に運営している。 ・意思決定機関の議決権を有する者の過半数がクラブの所在する市町村※5の住民である。 ・非営利組織である。※6	
(3) ガバナンスに関する基準 ⑤規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。 ・規約等※7の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。	(3) ガバナンスに関する基準 ⑤規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。 ・規約等※7の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。	
(3) ガバナンスに関する基準 ⑥事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。	(3) ガバナンスに関する基準 ⑥事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。 ・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が望ましいが提出されている。	・任意団体にあっては議事録の体裁が特に定まっていない。又はNP0法人の正会員数が多数など、個人名までが明記されていない場合が散見されるので、出席者の明記は必須事項とはしない ・モデル案で記載漏れがあったので追加修正した。
※1: 定期的とは、年間で24回以上実施することを示す。(totoルール引用・半年で12回以上を定期的な活動種目とする。)	※1: 定期的とは、年間で24回以上実施することを示す。(totoルール引用・半年で12回以上を定期的な活動種目とする。)	
※2: 青少年期とは、「未就学児(0歳～)～高校生(～18歳)」、壮年期とは「19歳～59歳」、高齢期とは「60歳～」を示す。	※2: 青少年期とは、「未就学児(0歳～)～高校生(～18歳)」、壮年期とは「19歳～59歳」、高齢期とは「60歳～」を示す。	
※3: 会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す(月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない)。ただし、この基準を満たすクラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として現時点では申請クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。	※3: 会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す(月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない)。ただし、この基準を満たすクラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として現時点では申請クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。	
※4: 公認資格とは、公認資格制度が整備されている競技・種目資格を示す。	※4: 公認資格とは、公認資格制度が整備されている競技・種目資格を示す。	
※5: 特別区は市町村に準ずる。	※5: 特別区は市町村に準ずる。	
※6: 営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。	※6: 営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。	
※7: 規約・会則・定款等を指す。	※7: 規約・会則・定款等を指す。	
第4条(県協議会独自基準) 登録可能と判断する県協議会独自基準は以下の通りとする。 (1) 活動実態に関する基準 ア. 活動拠点が確保されている。 ・定期的に活動する場所を確保している。 (2) 運営形態に関する基準	第4条(県協議会独自基準) 登録可能と判断する県協議会独自基準は以下の通りとする。 (1) 活動実態に関する基準 ア. 活動拠点が確保されている。 ・定期的に活動する場所を確保している。 (2) 運営形態に関する基準	

ア、地域に開かれたクラブ運営をしている。 ・地域住民に対して、クラブの活動内容の 広報や会員の募集を、年間を通じて常 時行っている。	ア、地域に開かれたクラブ運営をしている。 ・地域住民に対して、クラブの活動内容の 広報や会員の募集を、年間を通じて常 時行っている。	
第5条（改定） 本規程は、県協議会常任幹事会の議決により 変更することができる。	第5条（改定） 本規程は、県協議会運営委員会の議決により 変更することができる。	・名称は現行の県協議会会 則に準ずる。

④ 登録審査細則

新潟県版制度モデル（案）	新潟県版制度モデル	修正理由
第1条（総則） 本細則は、登録規程第4条に基づき、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）が実施する登録審査に関するについて定める。	第1条（総則） 本細則は、登録規程第4条に基づき、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）が実施する登録審査に関するについて定める。	
第2条（登録審査委員会） 本会は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）」を設置する。	第2条（登録審査委員会） 本会は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）」を設置する。	
第3条（登録審査委員会の構成） 登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。 2. 委員長及び委員は、次に示す者の中からそれぞれ1名以上を本会会長が委嘱する。 ①県スポーツ協会担当者 ②県行政担当者 ③県協議会担当者 ④市町村行政担当者 ⑤学識経験者（大学教員、弁護士、中小企業診断士など）	第3条（登録審査委員会の構成） 登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。 2. 委員長及び委員は、次に示す者の中からそれぞれ1名以上を本会会長が委嘱する。 ①県スポーツ協会役員又は担当者 ②県行政担当者 ③県協議会役員又は担当者 ④市町村行政担当者 ⑤学識経験者（大学教員、弁護士、中小企業診断士など）	・①県スポーツ協会及び③県協議会については、プロジェクト試行結果により、担当者のみならず役員がその任にあたることも十分想定されるので、「役員又は担当者」とする。
第4条（委員の任期） 登録審査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2. 委員に欠員を生じた場合は、欠員を補充する。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による委員の任期はほかの役員の残任期間とする。 3. 委員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。	第4条（委員の任期） 登録審査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2. 委員に欠員を生じた場合は、欠員を補充する。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による委員の任期はほかの委員の残任期間とする。 3. 委員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。	・第2項のただし書きの「役員」を「委員」に修正した。
第5条（登録審査委員会の招集） 登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。 2. 登録審査委員会の議事は、委員の合意により決定する。	第5条（登録審査委員会の招集） 登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。 2. 登録審査委員会の議事は、委員の合意により決定する。	
第6条（審査方法） 登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。 2. 書類審査は、クラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。 申請書類①. 登録基準確認用紙 申請書類②. 基礎情報書類（クラブ概要等） 【様式1】 申請書類③. 規約・会則・定款等 申請書類④. 役員名簿【様式2】 申請書類⑤. クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算 申請書類⑥. クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算 申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 申請書類⑧. 上記③⑤⑥を議決した際の議事録 申請書類⑨. 県協議会登録基準細則第4条に定めた県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物（様式などは任意とし、ウェブサイト等での確認も可とする）	第6条（審査方法） 登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。 2. 書類審査は、クラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。 申請書類①. 登録基準確認用紙 申請書類②. 基礎情報書類（クラブ概要等）【様式1】 申請書類③. 規約・会則・定款等 申請書類④. 役員名簿【様式2】 申請書類⑤. クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算 申請書類⑥. クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算 申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 申請書類⑧. 上記③⑤⑥を議決した際の議事録の写し。ただし、③に関して議事録がない場合は、特定非営利活動法人の認証通知又は登記簿の写しなどで代えることができる。 申請書類⑨. 県協議会登録基準細則第4条に定	・議事録は事実上「写し」を提出してもらうため。また、創設から年数を経ているクラブでは、創設時の議事録が保存されていない場合もある（行政からの事務引継ぎが不完全なケースもある）ため、その他の手段で事実確認できるようにした。

・事業計画、行事予定表などでの施設等の確保状況の確認 ・会報、ポスター、チラシ等の広報物及びウェブサイト、SNS 等での確認 3. 実地審査は、前項によりクラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員 2 名以上が実施する。	めた県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物（様式などは任意とし、ウェブサイト等での確認も可とする。） ・事業計画、行事予定表などでの施設等の確保状況の確認 ・会報、ポスター、チラシ等の広報物及びウェブサイト、SNS 等での確認 3. 実地審査は、前項によりクラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員 2 名以上が実施する。	
第 7 条（審査結果の報告） 登録審査委員会は、前条による審査結果を審査実施当該年度の 8 月までに別に定める様式により本会及び新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）に審査結果を提出するものとする。	第 7 条（審査結果の報告） 登録審査委員会は、前条による審査結果を審査実施当該年度の 8 月までに別に定める様式により本会及び新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）に審査結果を提出するものとする。	
第 8 条（改定） 本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。	第 8 条（改定） 本規程は、県協議会運営委員会の議決により変更することができる。	・名称は現行の県協議会会則に準ずる。

⑤ 登録認定細則

新潟県版制度モデル（案）	新潟県版制度モデル	修正理由
第 1 条（総則） 本細則は、登録規程第 5 条に基づき、新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録認定に関することについて定める。	第 1 条（総則） 本細則は、登録規程第 5 条に基づき、新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録認定に関することについて定める。	
第 2 条（登録認定リストの作成） 県協議会は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた審査結果を基に、新潟県総合型クラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成する。	第 2 条（登録認定リストの作成） 県協議会は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた審査結果を基に、新潟県総合型クラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成する。	
第 3 条（登録認定リストの提出） 県協議会は、前条で作成した登録認定リストを 10 月までに、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）に提出する。	第 3 条（登録認定リストの提出） 県協議会は、前条で作成した登録認定リストを 10 月までに、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）に提出する。	
第 4 条（認定証の発行） 県協議会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受理した後、登録認定リストに記載のクラブに対して認定証を発行する。 2. 県協議会は、諸事情により認定証を発行しなかったクラブが生じた場合には、速やかに全国協議会に報告するものとする。	第 4 条（認定証の発行） 県協議会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受理した後、登録認定リストに記載のクラブに対して認定証を発行する。 2. 県協議会は、諸事情により認定証を発行しなかったクラブが生じた場合には、速やかに全国協議会に報告するものとする。	
第 5 条（改定） 本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。	第 5 条（改定） 本規程は、県協議会運営委員会の議決により変更することができる。	・名称は現行の県協議会会則に準ずる。

⑥ 登録更新審査細則

新潟県版制度モデル（案）	新潟県版制度モデル	修正理由
第 1 条（総則） 本細則は、登録規程第 7 条に基づき、登録更新審査に関することについて定める。	第 1 条（総則） 本細則は、登録規程第 7 条に基づき、登録更新審査に関することについて定める。	
第 2 条（登録更新審査委員会） 登録更新審査は、登録審査細則に定める登録審査委員会において行う。 なお、実地審査は登録審査委員会が認めた場合は省略できる。	第 2 条（登録更新審査委員会） 登録更新審査は、登録審査細則に定める登録審査委員会において行う。	・なお書きは、第 3 条第 2 項に記載してあるので削除した。
第 3 条（登録更新審査方法） 登録更新審査は、書類審査及び当該クラブを訪問して行う実地審査とする。 2. 登録更新審査は、年度ごとに行う。 なお、実地審査は登録審査委員会が認めた	第 3 条（登録更新審査方法） 登録更新審査は、書類審査及び当該クラブを訪問して行う実地審査とする。 2. 登録更新審査は、年度ごとに行う。 なお、実地審査は登録審査委員会が認めた	・議事録は事実上「写し」を提出してもらうため。また、創設から年数を経ているクラブでは、創設時の議事録が保存されていない場合もあ

場合は省略できる。 3. 書類審査はクラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。 申請書類①. 登録基準確認用紙 申請書類②. 基礎情報書類（クラブ概要等） 申請書類③. 規約・会則・定款等 申請書類④. 役員名簿 申請書類⑤. 当該年度事業計画・予算 申請書類⑥. 前年度事業報告・決算 申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 申請書類⑧. 上記③⑤⑥を議決した際の議事録 申請書類⑨. 県協議会登録基準細則第4条に定めた県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物（様式などは任意とし、ウェブサイト等での確認も可とする） ・事業計画、行事予定表などでの施設等の確保状況の確認 ・会報、ポスター、チラシ等の広報物及びウェブサイト、SNS 等での確認 4. 実地審査は、前項によりクラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために行う。	場合は省略できる。 3. 書類審査はクラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。 申請書類①. 登録基準確認用紙 申請書類②. 基礎情報書類（クラブ概要等） 申請書類③. 規約・会則・定款等 申請書類④. 役員名簿 申請書類⑤. 当該年度事業計画・予算 申請書類⑥. 前年度事業報告・決算 申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 申請書類⑧. 上記③⑤⑥を議決した際の議事録の写し。ただし、③に関して議事録がない場合は、特定非営利活動法人の認証通知又は登記簿の写しなどで代えることができる 申請書類⑨. 県協議会登録基準細則第4条に定めた県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物（様式などは任意とし、ウェブサイト等での確認も可とする） ・事業計画、行事予定表などでの施設等の確保状況の確認 ・会報、ポスター、チラシ等の広報物及びウェブサイト、SNS 等での確認 4. 実地審査は、前項によりクラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために行う。	る（行政からの事務引継ぎが不完全なケースもある）ため、その他の手段で事実確認できるようにした。
第4条（登録更新審査結果の報告） 登録更新審査委員会は、8月までに公益財団法人新潟県スポーツ協会及び新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に審査結果を提出するものとする。	第4条（登録更新審査結果の報告） 登録審査委員会は、8月までに公益財団法人新潟県スポーツ協会及び新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に審査結果を提出するものとする。	・委員会の名称は、第2条で定める「登録審査委員会」に統一する。
第5条（改定） 本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。	第5条（改定） 本規程は、県協議会運営委員会の議決により変更することができる。	・名称は現行の県協議会会則に準ずる。

5) 制度運用に向けた課題

登録手続の実施結果を踏まえ、第3回県版プロジェクト会議において、制度運用に向けた課題について検証し、その協議結果を下記にて報告する。

① 実施にあたっての課題と改善策（案）

ア) 総合型クラブの理解促進・合意形成について

スムーズに運営していくためには、総合型クラブ側に制度の意義や書類提出・実地審査が総合型クラブの運営を見つめ直す機会などにもなるということを理解し、協力してもらう必要がある。

イ) 財源確保について

都道府県における実施主体となる都道府県体育・スポーツ協会への財政的な支援措置が必要となる。国や（独）日本スポーツ振興センター（スポーツ振興くじ）での財政負担、助成制度新設が望まれる。

ウ) 各都道府県体育・スポーツ協会の状況について

本県は、県が策定した「総合型クラブの指針」があり、それに基づく登録制度に準じたものを運用している。また、県スポーツ協会が広域スポーツセンター、総合型クラブ連絡協議会事務局を担っており、プロジェクトにおける実施調査等の試行も比較的スムーズに実施できたが、総合型クラブとの関連があまりない都道府県体育・スポーツ協会においては、今回、本県でモデル実施したよりも多くの労力（人件費等を含む）が必要となると思われる。

エ) 都道府県体育・スポーツ協会定款及び会則との関係性について

基本規程における各都道府県体育・スポーツ協会の定款との関係性及び既に活動している各都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の会則（規約）との整合性については、慎重な検討が必要である。今回は、基本規程と現行の連絡協議会会則をできる範囲内で統合させてモデル規程を策定したが、連絡協

議会構成員である総合型クラブの意見を反映していないため、実際に運用する
とした場合は、改めて組織内で議論し、検討する必要がある。

オ) マンパワーの確保について

書類審査、日程調整（総合型クラブ・委員双方）、実施調査について、事務局の負担が相当あるので、本格実施（全クラブ対象）となった場合は、現状のマンパワーでの対応は極めて困難である。

カ) 審査委員会委員について

委員それぞれが多忙であり、実地審査や会議の日程を確保することが難しかった。今回は試行的に3クラブだけであったが、全クラブ実施となった場合、かつ一定の期間内で実施となると更に困難になる。また、広い県内に点在する総合型クラブを訪問する場合、経費面だけでなく、移動時間の確保や運転の負担、事故のリスクなど、委員への負担が多くなり、それら委員の負担軽減策の一つとして一定数の委員確保が必要となる。

本県では、県内3地区ごとに委員（県連絡協議会の地区選出役員、地域内の市町村行政担当者、大学関係者）を選定することで対応することも考えられるが、同時に審査委員会の構成員数が多くなることによって、全体での審査委員会の日程調整や設営が難しくなり、経費負担も増加してしまうという課題も発生する。

なお、市町村行政の委員については、他市町村の総合型クラブの実地審査に赴くことについて理解、協力が得られるかどうか不安がある。

キ) クラブアドバイザーについて

本会配置のクラブアドバイザーについて、今回は実地審査・会議ともにオブザーバー参加としたが、最もクラブ事情に精通していることを考慮して、委員に加える又は事務局として業務にあたる方が適当だと思われる。その場合において、（独）日本スポーツ振興センターの「スポーツくじ」助成を受けているクラブアドバイザーの場合は、助成対象の活動として位置付けてもらう必要がある。

ク) 総合型クラブにおける実地審査の対応者について

今回はすべての総合型クラブで役員とクラブマネジャーに出席してもらい実地審査を行ったが、日程調整において役員の同席が困難な場合もあるので、役員又は管理職及びスタッフとしてはどうか。また、立場ごとの意見、複数の意見を聴取することの必要性は十分理解できるが、中には役員とクラブマネジャー（スタッフ）の見解が違う場合、クラブマネジャー（スタッフ）は意見表明がしづらい場合も想定される。

② 審査にあたっての課題と改善策

ア) 議事録に関する見直しについて

行政主体で総合型クラブを設立し、その後、総合型クラブ主体で運営している場合などで、設立時の議事録がないケース（引継ぎされていない）が散見された。このような場合は、NPOの認証を受けていればその際に必ず議事録を提出しているので、NPOの認証通知や登記の写しの提出で可などの措置を講ずる必要がある。

出席者については、任意団体の議事録では必ずしも掲載されているとは限らない。また、NPO法人の正会員数が多い場合など、人数や別表となっていることもあるので、「掲載されていることが望ましい」とする。

イ) 任意団体における運用ルールを満たさない場合への対応について

NPO法人等の法人格を得ていないため、規約等の規定・条文が不十分で運用ルールを満たさない場合も想定されるので、「改善事項」のようなルールを設け、一定期間の猶予を与え、改善を促す措置を講ずることで、審査を進める必要がある。

ウ) 書類の簡素化について

クラブの事務負担軽減のため、「設立時の議事録は初回のみとする。」、「規約

等に変更があった場合のみ提出してもらおう。」「システムを構築し、ネット入力でデータ活用を図るとともに、紙媒体の削減を図る。」「既存の資料、データの流用で省力化を図る。」等について軽減してほしい。

エ) 実地審査の重視について

書類の形式的審査で重大な不備がなく、内容の一部に疑義があった場合や運用ルール上の判断が難しかった場合は、実地審査での聴取で客観性や真実性の確認を行い、最終的には審査委員会の合議で適否を決定する。

オ) 更新頻度の変更又は実地審査の省略について

更新については「年度ごと」としているが、数年（3年～5年）に1回とする。又は、更新は年度ごととしても実地審査は省略できることとする。新規クラブは必須、書類調査で疑義がある場合は実施、3年に1回は実施など、各都道府県で総合型クラブ数やマンパワーなどの実態に即して柔軟に対応できるようにする。

カ) 実地審査の実施にあたっての補足資料について

委員の実地審査に当たり、「事務局における書類審査の結果及び解説」（県スポーツ協会作成）が有効であった。短時間（2時間程度）で審査・ヒアリングするためには、事前の書類審査による適格性の判断、特に疑義のある点（現地で確認が必要な事項）の情報共有が有効である。ただし、事務的な負担が増加するので、書類の簡素化も併せて検討が必要。（総合型クラブ側の負担軽減にもつながる。）

キ) 「みなし制」について

NPO 法人であれば「みなし制」も検討してはどうか。（非営利組織の確認は不要など）

ク) 登録審査報告様式（個票）における「合致の可否」の記載について

審査に当たり、書類上だけでは○×の判断が難しいものがあつたので、疑義があるものや確認が必要なものとして△を設けてはどうか。また、全総合型クラブへの毎年度実地審査が困難な場合は、書類審査で△が付いた総合型クラブを優先的に実地審査してはどうか。

③ 実地審査におけるクラブからの意見（懸念・要望等）

ア) 制度に関して

- ・スポーツ庁から全都道府県に号令をかけないと制度の実行は困難ではないか。
- ・制度が「印籠」になるのであれば、発行者は国などより高いレベルの方がよい。
- ・市町村によっては、市町村行政の現状のスタンスから制度導入の効果が期待できない。
- ・運営基盤が弱いクラブが登録しない、できないことを懸念する。
- ・制度導入によって、指定管理事業の受託クラブ以外はメリット感が薄いことを懸念する。

イ) 申請書類に関して

- ・申請書類は既存資料を提出するだけなので作成の負担感はあまりなかったが、その中でも書類の簡素化を希望する。
- ・設立から年数を経ている場合に、議事録がない、記載の不備があることを懸念する。

ウ) 実地審査（ヒアリング）及び更新に関して

- ・実地審査は歓迎するが日程調整が困難なので、毎年実施は不要ではないか。
- ・ヒアリングはいいことだが、3年に1回くらいの頻度でいいのではないか。
- ・ヒアリングで総合型クラブの実情を聞いてもらい、様々な立場からコメントや情報を得ることができ、有意義であった。
- ・更新制はパスポートや運転免許証のように5年ぐらいのスパンでよいのではないか。

- ・ヒアリング自体は理解できるが、監査・検査されているような気にもなる。日ごろの信頼関係からするとあえて不要なのではないか。

エ) 指導者資格・クラブマネジャーに関して

- ・「公認資格」の資格認定団体はそのレベルが課題となる。
- ・公認指導者の資格基準でクリアできない総合型クラブが出ることを懸念する。
- ・公認クラブマネジャーがいることを認証のインセンティブとしてはどうか。

オ) タイプ別認証に関して

- ・タイプ別認証では当該タイプに特化した総合型クラブで他の活動が低調との誤解を与えかねない点を懸念。イメージで他の活動に支障が生じないか心配する。
- ・タイプ別認証では「スポーツ交流（合宿）タイプ」もあるのではないかな。

3. 効果の検証

(1) クラブに対する効果

1) 地域住民に対する認知度向上

- ・徐々に地域住民に総合型クラブが認識されるようになってきてはいるが、まだ認知度は低いので「公益性のアピール」により、認知度が向上する効果が期待できる。
- ・「安心・安全」な団体かという判断からすると法人化や登録制は一つの目安となる。特に行政が住民に団体を紹介する場合は、安心安全は重要な観点であり、その判断基準となることが期待できる。
- ・総合型クラブの社会的信用力が向上し、住民目線の安心・安全感も増せば、必然的に認知度も向上する。認知度が向上することで、更に信用力が向上するという形の好循環が期待できる。
- ・地域住民や会員は、総合型クラブが登録認証されていなくても既に楽しく活動しているので、登録認証による認知度向上効果はあまり期待できないのではないかな。
- ・既に活動している会員（住民）への効果は期待できないかも知れないが、新たな会員確保には有効ではないかな。
- ・プラス効果が得られるかは分からないが、少なくともマイナスイメージにはならない。特に子供を預ける場合の安心感につながる。
- ・住民が活動団体を選択する場合に、「公共的な団体で安心できる」「優良な指導者がいる」など、よいイメージを持ってもらえることができる。

2) 公的機関との連携

- ・市町村行政との関係性・連携が最も重要で、国が制度を整備しても市町村が変わらなければ結果は同じである。この制度導入により、市町村との連携が強化される仕組みになることを期待する。
- ・登録・認証手続（審査委員等）に行政から関与してもらえれば、行政の総合型クラブに対する理解が進む。
- ・地域課題解決のために行政と連携する機会となる。
- ・市町村における公的機関との連携は、総合型クラブ関係者（役員、運営委員、マネジャーやスタッフ）の信頼関係、人的なネットワークで成り立っており、登録有無に関係なく連携は図られている。
- ・学校の運動部活動との連携促進への効果が期待でき、部活動との連携成果が市町村の他の事業受託への可能性を広げることも期待できる。
- ・様々なところと協働していくに当たり、特にスポーツ以外の分野との連携にあたって有効に働くのではないかな。

3) クラブの質的充実の促進

- ・登録申請書類の作成による自己分析・評価と実地審査による外部有識者とのヒアリングによって総合型クラブが自らを見つめ直す機会となり、結果、質的向上につながる。

がる。

- 一定基準をクリアしなければいけないので、確実にクラブの資質は向上する。ただし、総合型クラブ側が手間をかけて申請し、認定されたいという制度であるという前提が必要。現状、そこまでの制度かどうかはまだ分からない。
- 登録して終わりではなく、あくまで見つめ直す機会として、更に向上するために、自クラブの欠点・課題を抽出する機会になればいい。
- 審査の中で○・×だけでなく、△の場合は、どこが自らのクラブに足りないのか気づく機会になる。
- 何がしかのインセンティブを含め、クラブマネジャーのモチベーションを保つ機会とすることはできないか。クラブマネジャーという資格とクラブマネジャーという職の重要性を再認識し、制度設計に当たり位置づけを明確化し、それにより結果的に総合型クラブの質的充実につなげる。
- 質的充実に資するため、一律的、事務的な評価のみならず、クラブ特性なども考え評価することで、質的充実が促進されるのではないかな。

(2) 行政への効果

- クラブが行政と連携することで多分野連携の横串の役割を果たすことができる。
- 指定管理事業受託で有利になることを期待する。
- 「お墨付き」効果を期待する。
- 市町村行政からの信用確保と行政と話し合う機会や場になることを期待する。
- 制度がクラブと行政の潤滑油になることを期待する。
- 制度により市当局のクラブへの見方が変わり、他団体との差別化が図られることを期待する。
- 市町村行政内部で、スポーツ部門が財政部門に対する説明の武器になる。
- クラブの登録認証等のライセンス制による信用力向上が事業受託につながることを期待する。
- 登録制度（審査委員会）に市町村行政担当者が関与することで、市町村行政におけるクラブへの理解が進む。また、市町村行政職員がスポーツ現場を理解する機会、クラブの価値を知る機会になる。
- 市町村行政からの事業委託先として明確化される。
- 市町村行政から地域スポーツに精通するパートナーとして認識される。
- 市町村行政として住民からの問合せ（何かスポーツをやりたいなど）に対して、クラブを紹介する根拠となる。
- 議会に対して、クラブを育成・支援する説明の根拠、裏付けとなる。
- 県や市町村で動きやすいように、また、予算確保のためにも国から印籠的な通達を出してほしい。

4. 県版制度モデル策定・試行・検証のまとめ

本制度の必要性について賛否両論がある中、手探りで試行実施となったが、委員各位と協力総合型クラブのお陰をもって無事委託事業を終えることができ、関係各位に感謝申し上げたい。

県プロジェクト会議においては、総じて制度自体の有用性は評価しつつも、実際の運用にあたっては財源やマンパワー等の課題が山積しているとの共通認識であり、特に全国的に総合型クラブに対する各都道府県行政及び各都道府県体育・スポーツ協会の取組や関心の差が大きい中での制度導入にあたって、手段や方法論については更に検討が必要との認識で一致した。

幸いにして本県は、県行政が総合型クラブに対する理解があり、既に登録制度に近い県独自の指針を策定し、運用していること、本会が県広域スポーツセンターの運営主体であり、また、県総合型クラブ連絡協議会事務局を担っていることから比較的順調に試行実施できたが、総合型クラブと各都道府県体育・スポーツ協会や行政との関係性によっては、事業実施に当たりかなりの労力が必要になると思われる。

県プロジェクト会議では、制度による行政や住民への効果はもとより、「登録したからもう大丈夫」ということではなく、総合型クラブ自身が自らを見つめ直す機会として活用される制度に

なることを期待する旨の発言が多かった。

また、自らの総合型クラブだけでなく、制度への参加を通じて、総合型クラブ全体のことを考えていく意識を高め、全国的な相互連携によって総合型クラブの発展を図っていくことへの期待感もあった。

実地審査（ヒアリング）に協力をいただいた総合型クラブの中には、当初、制度の趣旨やもたらされる効果（見込み）に懐疑的な関係者もあったが、実地審査（ヒアリング）を通じて理解を得ることができた。すべての総合型クラブへの毎年度の実地審査（ヒアリング）は現実的に難しく、総合型クラブの負担も生ずるが、このように総合型クラブと本会や行政担当者、学識経験者が直接対話することの重要性や効果を再認識する機会にもなった。

この制度が、総合型クラブにとって重要な市町村行政とのパートナーシップを構築するためのきっかけとして活用され、更には大学・学校、企業、各種団体など幅広い分野の多様な主体との連携・協働が促進され、それらの主体と総合型クラブ及び都道府県体育・スポーツ協会がお互いの強みを活かし、地域のスポーツ環境の充実、地域課題解決の実践などを通じてステータスを確立し、総合型クラブ及び都道府県体育・スポーツ協会が持続可能な仕組みづくりの礎になることを期待したい。

そのためには、総合型クラブや都道府県行政及び体育・スポーツ協会などのステークホルダーの合意形成とともに、十分かつ安定的な財源確保が不可欠であり、安定財源によって人材を確保し、当該業務に精通していくことで、ネットワークの強化、ノウハウや情報の蓄積が進み、制度の安定運用を図ることが可能となる。また、このことは第2期スポーツ基本計画で定める中間支援組織の在り方や支援内容にも関係すると思われ、制度導入にあたっては、総合型クラブの質的充実に向けた総合的な環境整備を図るため、「登録・認証等の制度」「中間支援組織の整備」などについての包括的な議論が加速され、効率的・効果的な支援の仕組みが構築されることを期待している。

この度委託を受けた本会及び新潟県プロジェクトメンバーは、スポーツの全国的な新しい制度創設に関与する貴重な機会を得たことに感謝しつつ、この制度が、総合型クラブ、行政、都道府県体育・スポーツ協会のいずれにとっても有益であり、最終的には、国民がスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営む環境づくりに貢献できるものになることを願っている。